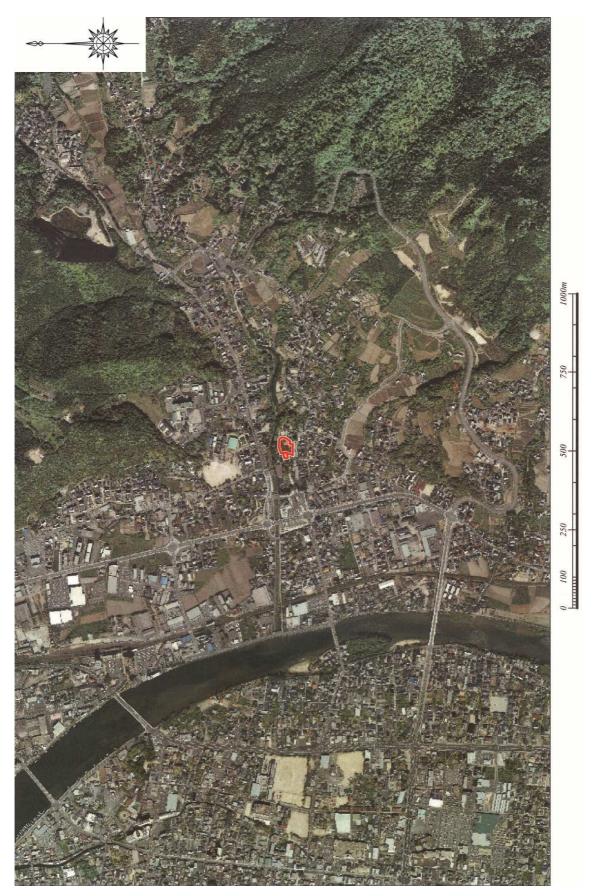
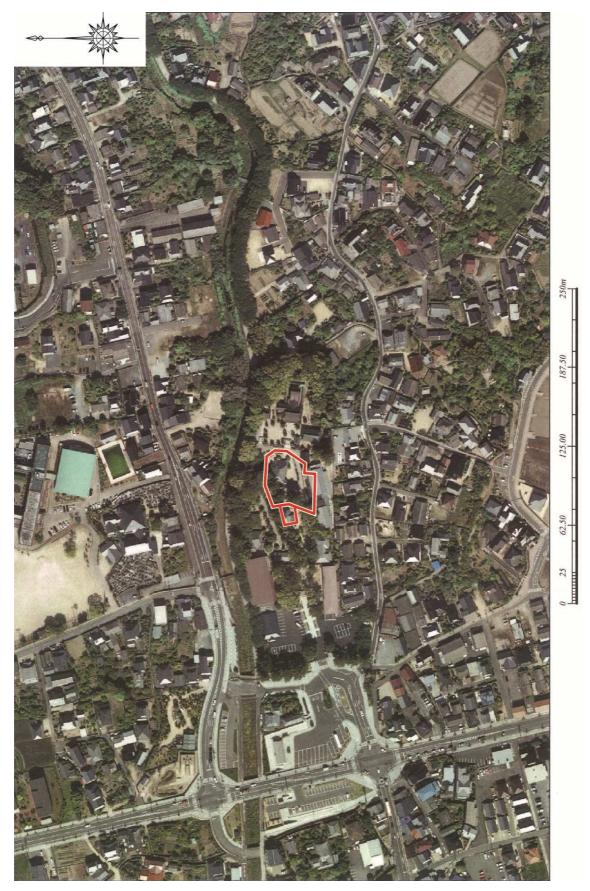
# 史跡松下村塾·史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅 保存管理計画

平成25年 3月

山口県萩市



巻頭1 航空写真 椎原地区



巻頭2 航空写真 松陰神社とその周辺

吉田松陰が「松下村塾」「吉田松陰幽囚ノ旧宅」で講義を行ったのは、3年足らずの期間に過ぎませんが、日本の近代化、産業化を成し遂げていく過程で重要な役割を担った多くの人材がこの地で学びました。また、「松下村塾」「吉田松陰幽囚ノ旧宅」はほぼ往時の姿で保存されており、松陰神社伝来の松陰関係資料とともに教育史上貴重な歴史資産でもあります。これらはいずれも大正11年(1922)10月に国の史跡に指定され、本市で最も多くの来訪者のある史跡の一つです。

現在、世界遺産登録を目指している「九州・山口の近代化産業遺産群」と連動し、構成資産の一つである本史跡の文化財としての価値を後世に確実に継承していくため、保存管理計画を策定することとなりました。

本計画では、これまで行われた調査・研究の成果を整理し、史跡の本質的価値を明確に示すとともに、史跡を構成する諸要素を特定し、その保存管理の具体的方策と整備・活用に関する基本的な考え方や現状変更の取扱基準を定めました。今後は本計画に基づき、所有者である宗教法人松陰神社と連携し、市民の皆様とともに、史跡の保護と活用に努めてまいります。

おわりに、本計画策定のためにご指導とご助言を賜りました宗教法人松陰神社、「萩近代化産業 遺産保存管理計画検討委員会」の委員の皆様をはじめ、文化庁並びに山口県教育委員会、関係者 の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

萩市長 野村 興 兒

## 例 言

- 1 本書は、山口県萩市大字椿東字新道に所在する史跡松下村塾、史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の保存管理計画書である。
- 2 本保存管理計画策定事業は、萩市歴史まちづくり部が主体となり実施した。
- 3 本計画は、計画策定にあたり設置した「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」における 協議によってまとめられたものである。また、計画策定には、文化庁文化財部記念物課及び山口 県教育委員会社会教育・文化財課の指導・助言を受けた。
- 4 計画策定に係る事務は、「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」における協議結果を踏まえ、萩市歴史まちづくり部が担当し、関連業務を株式会社都市景観設計に委託した。
- 5 本計画策定にあたり、史跡松下村塾、史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅とその周辺の現況地形測量を有限会社 ナガト地研に委託した。測量成果は萩市歴史まちづくり部が保管・管理している。
- 6 計画策定にあたり、宗教法人 松陰神社から協力と助言を得た。
- 7 報告書内資料の提供は、宗教法人 松陰神社、山口県文書館、萩博物館、東北芸術工科大学東 北文化研究センターの協力を得た。
- 8 本報告書の執筆・編集は、萩市歴史まちづくり部と株式会社 都市景観設計が行った。

## 目 次

弗	「早	保仔官埋計画東定の日的と詮解
	1.	計画策定の目的と経緯
		(1) 計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1
		(2) 計画策定の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	2.	計画策定の経過
		(1) 計画策定組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
		(2) 計画策定の経過 ・・・・・・・・・・・・・・ 7
	3.	関連計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
h-h	· +-	
第 2	-	史跡の概要
	1.	
	2.	
		(1) 史跡指定状況       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
		(2) 史跡の歴史と発展 ・・・・・・・・・・・・ 17
	3.	自然的調査
		(1) 地形・地質 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		(2) 植 生 ・・・・・・・・・・・・・・・ 30
	4.	歴史的調査
		(1) 歴史年表 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
		(2) 歴史資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
	5.	社会的調査
		(1) 史跡に係る法令 ・・・・・・・・・・・ 54
		(2) 利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 57
		(3) 景 観 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
	6.	保存・整備の経過
		(1) 保存整備の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・ 63
		(2) 史跡の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
第3	3 章	保存管理
	1.	史跡の本質的価値 ・・・・・・・・・・・・・・ 72
	2.	史跡を構成する要素
		(1) 史跡の本質的価値を示す構成要素の特定 ・・・・・・・・ 74
		(2) 各構成要素の概要 ・・・・・・・・・・・・ 75
	3.	保存管理上の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
		保存管理の基本方針
	-	(1) 基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
		(2) 具体的方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
	5.	現状変更等に対する基準
		(1) 現状変更の意思決定のプロセス ・・・・・・・・・ 94
		(2) 現状変更の取扱方針及び基準 ・・・・・・・・・・ 94

6.	史跡の保全へのリスクと脅威 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
7.	周辺の環境に対する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
8.	経過観察の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
第4章	整備・活用	
	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
2.	整備・活用の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
3.	整備・活用の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
第5章	運営及び体制整備	
カリ子 1.		112
	保存管理活用の体制	114
۷.	(1) 保存管理活用の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
	(2) 非常時の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113

## 第1章 保存管理計画策定の目的と経緯

#### 1. 計画策定の目的と経緯

## (1)計画の目的

江戸時代、萩は毛利氏 36 万石の城下町として栄え、幕末には吉田松陰をはじめ木戸孝允、 高杉晋作、伊藤博文など近代日本の夜明けを告げた多くの人々が育ち、"明治維新胎動の地" として知られている。

史跡松下村塾と史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅は、萩城下町の存在する阿武川河口部の三角州の 東部の椿東地区に位置する松陰神社の境内にある。松下村塾は、日本が近代化、産業化を成 し遂げていく過程で、重要な役割を担う人材を教育した私塾である。吉田松陰が主宰した松 下村塾は、安政3年(1856)に開始された。学問を志すものは身分年齢を問わず入塾を許可 し、教育は兵学・漢学・歴史・地理・国学など多方面にわたり、教育史においても貴重な遺 産である。

明治 25 年 (1892) に閉塾した後も、自然豊かな松陰神社の境内の中で、史跡だけでなく吉田松陰が遺した遺品や遺墨と共に祀られ、保存・公開されてきた。神社の周辺には吉田松陰や明治維新を先導した塾生達が生きた旧松本村の歴史的環境が残されており、その中心を担う地域の歴史資産でもある。

本計画は、史跡とその周辺環境を適切に保護し後世に継承していくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、史跡を構成する要素の整理、現況の課題を抽出することで、それらを適切に保存管理していくための基本方針、保存管理方法、現状変更の取扱基準を定めると同時に、保存管理と一体となって進められる整備・活用の基本的な考え方を示すものである。

#### (2) 計画策定の経緯

史跡松下村塾と史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅は、大正 11 年 (1922) に国の史跡に指定された。 史跡の保存整備は、大正から昭和にかけて、建物の保存修理、防災施設設置、災害復旧修理 が行われてきた。昭和 58~60 年 (1983~1985) にかけては、屋根瓦の全面葺き替えなど本格 的な保存修理が実施され、現在に至る。平成 24 年 (2012) 12 月 7 日には、神社宝物のうち 311 点が、山口県指定有形文化財「吉田松陰関係資料(松陰神社伝来)」に指定された。指定 された宝物には、吉田松陰の遺書「留魂録」や下田踏海の経緯と思想をまとめた「幽囚録」 をはじめとする貴重な資料が含まれている。

近年に入り、今後も史跡の価値を後世に確実に継承していくため、保存管理及び整備・活用の考え方を示し、現状変更の取扱基準を定める必要が生じた。保存管理は、萩市内に存する近代化産業遺産である「国指定史跡 萩反射炉」、「国指定史跡 大板山たたら製鉄遺跡」、「国指定史跡恵美須ヶ鼻造船所跡」と一体的に推進していくため、「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」の中で併せて検討され、萩市の文化遺産としての位置づけを行うこととなった。

また、現在、本史跡は「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産の 一つとして位置づけられ、世界遺産登録を目指した取り組みが行われている。

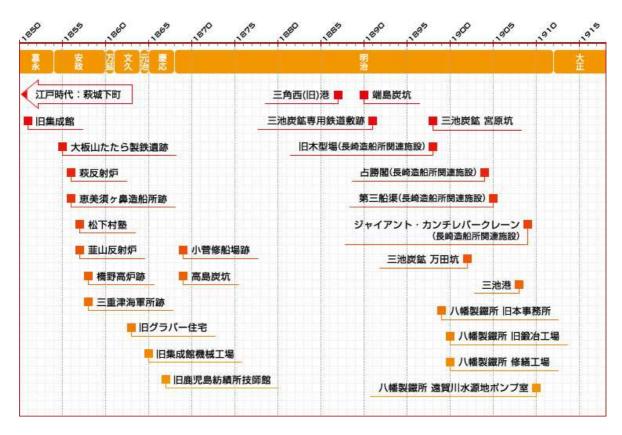


図 1-1 九州・山口の近代化産業遺産群年表

【参考文献】「九州・山口の近代化産業遺産群ホームページ」

#### 2. 計画策定の経過

#### (1)計画策定組織

当計画の策定に当たっては、学識経験者等から構成される「萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、専門的な立場からの助言、地元関係者による整備にかかる意見等を求めながら協議を進めた。また、保存管理の内容については分科会を設置し、詳細な検討を行った。

委員会では、事務局が保存管理計画案を提示し、協議を進めた。なお、随時、文化庁、山口県教育委員会の指導を仰いだ。

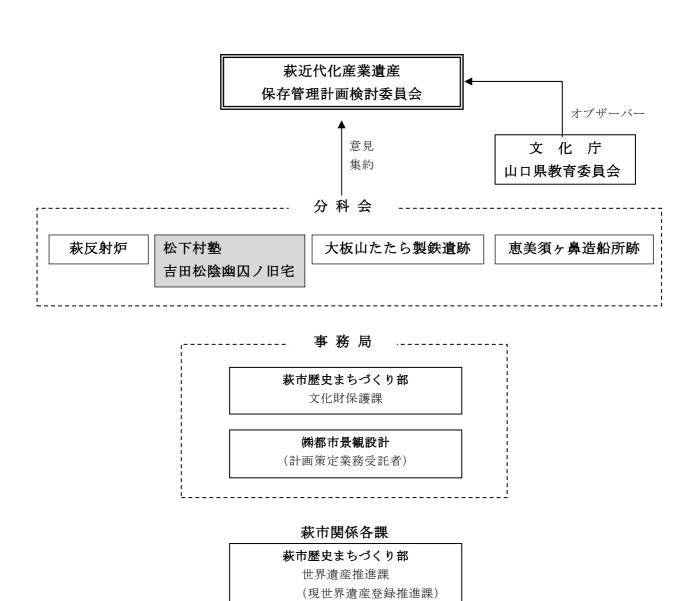


図 1-2 保存管理計画策定の体制

都市計画課

## (別表1)

#### 表 1-1 萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属	專 門
タナカ テツオ 田中 哲雄	日本城郭研究センター(姫路城)名誉館長	考古学・庭園・城郭
アダチ ヒロユキ 安達 裕之	日本海事史学会会長	海事史
ゴトウ オサム 後藤 治	工学院大学工学部建築都市デザイン学科教授	建築史
ノリヤス カズフミ 乗安 和二三	山口県埋蔵文化財センター所長	考古学
ワタナベ カズオ 渡辺 一雄	梅光学院大学教授	考古学
ムラカミ リュウ 村上 隆	京都国立博物館 学芸部部長	科学技術史
オガワ アヤコ 小川 亜弥子	福岡教育大学教授	歴史学
ウエダ トシシゲ 上田 俊成	松陰神社宮司	史跡所有者代表
クボタータクゾウ 久保田 拓造	NPO萩まちじゅう博物館理事長	資産活用団体
ヒグチ ナオキ 樋口 尚樹	萩博物館副館長	歴史学
ドウサコ シンゴ 道迫 真吾	萩博物館主任研究員	歴史学

## 検討委員会における主な担当

- ・松下村塾・吉田松陰幽囚ノ旧宅にかかる保存整備、活用について検討 後藤 治委員、上田俊成委員、樋口尚樹委員
- ・ **萩反射炉**にかかる保存整備、活用について検討 田中哲雄委員、村上 隆委員、道迫真吾委員
- ・**恵美須ヶ鼻造船所跡**にかかる文化遺産の価値付け、保存整備、活用について検討 安達裕之委員、乗安和二三委員、小川亜弥子委員、道迫真吾委員
- ・大板山たたら製鉄遺跡にかかる保存整備、活用について検討 渡辺一雄委員、久保田拓造委員、道迫真吾委員

## 分科会 委員構成

松下村塾 吉田松陰幽囚ノ旧宅	萩反射炉	恵美須ヶ鼻造船所跡	大板山たたら製鉄遺跡		
後藤 治	田中 哲雄	安達 裕之	渡辺 一雄		
上田 俊成	村上 隆	乗安 和二三	久保田 拓造		
樋口 尚樹	道迫 真吾	小川 亜弥子	道迫 真吾		
		道迫 真吾			

## <u>オブザーバー</u>

文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 山下信一郎 山口県教育委員会社会教育・文化財課

## <u>事 務 局</u>

萩市歴史まちづくり部 文化財保護課 株式会社 都市景観設計 (計画策定業務受託者)

#### 萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、萩近代化産業遺産保存管理計画検討委員会(以下「委員会」という。)とする。

(目的)

第2条 委員会は、萩市が策定する萩近代化産業遺産保存管理計画内容の検討を目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表1の者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、保存管理計画の策定が完了したときまでとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会の会長及び副会長は、委員の中から互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第7条 委員会に分科会を置くことができる。分科会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、萩市歴史まちづくり部文化財保護課及び株式会社都市景観設計 に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が会議に諮り別に定める。

附則

この規約は、平成24年4月25日から施行する。

## (2)計画策定の経過

本保存管理計画策定事業は検討委員会と分科会を合わせて計4回開催し、検討を進めた。 委員会の日程調整、運営は、計画策定業務受託者である㈱都市景観設計が行った。

表 1-2 委員会開催の経過

以12 及只名的他V性危									
日	程	主な協議内容							
第1回検討委員会	平成 24 年 (2012) 4月 25 日 (水)	・現地視察 ・計画策定の目的、スケジュールの確認 ・史跡の概要 ・世界遺産登録推薦について							
第1回分科会	平成 24 年(2012) 7月13日(金)	<ul><li>・史跡の現状と課題</li><li>・史跡の本質的価値と構成要素の整理</li><li>・保存管理の基本方針</li><li>・保存管理の方法</li><li>・現状変更の取扱基準</li></ul>							
第2回分科会	平成 24 年 (2012) 11 月 27 日 (火)	・整備活用の基本的な考え方 ・保存管理及び整備・活用の体制							
第2回検討委員会	平成 25 年 (2013) 2 月 28 日 (木)	• 保存管理計画 最終確認							

表 1-3 萩近代化産業遺産保存管理計画策定の経過

年月	平成 24 年 (2012)								平成 25 年 (2013)			
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
検討委員会・分科会	•			•				•			•	
現状把握、本質的価値や												
構成要素の整理												
保存管理基本方針、保存管理方法、現状変更取扱基準												
等検討												
整備・活用の考え方												
管理運営体制の検討												
報告書作成												
概要版												

#### 3. 関連計画

史跡の関連計画を表 1-4 に示し、史跡の位置づけをまとめた。

表 1-4 関連計画一覧表

No.	名 称	内 容	策定年月
1	萩市将来展望	萩市の基本構想	平成 19 年(2007) 3 月
2	萩まちじゅう博物館構想 萩まちじゅう博物館条例	萩市のまちづくりの基軸となる 構想	平成 15 年 (2003) 10 月
3	萩市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づく計画	平成 23 年 (2011) 3 月
4	萩市景観計画	景観法及び萩市景観条例に 基づく計画	平成 19 年 (2007) 12 月
5	萩市歴史的風致維持向上計画	歴史まちづくり法に基づく計画	平成 20 年 (2008) 12 月
6	萩市緑の基本計画	都市緑地法に基づく計画	平成 23 年 (2011) 3 月
7	萩市観光戦略 5 か年計画	萩市まちじゅう博物館構想を 主軸に置いた観光戦略	平成 22 年 (2010) 6 月
8	萩市環境基本計画	環境基本法に基づく計画	平成 19 年 (2007) 3 月
9	萩市地域防災計画	災害対策基本法に基づく計画	平成 18 年 (2006) 3 月

#### 1. 萩市将来展望

「誇るべき歴史と美しい自然が織りなすふるさとを愛し、心のよりどころとなる、あたたかいまち」を目指し、本史跡を含む文化財の保護、及び景観保全の推進を挙げている。

#### 2. 萩まちじゅう博物館構想 ・ 萩まちじゅう博物館条例

萩市全体を博物館ととらえ、萩の魅力を再発見するとともに、文化や歴史、自然の「おたから」を守り育てながら、誇りをもって次世代に伝えていこうとする観光地づくり・まちづくりの取り組みが行われている。平成16年(2004)には萩まちじゅう博物館条例が施行され、中核施設として萩博物館が位置づけられ、各地域にある史跡、文化財等を地域博物館としてとらえ、それらを結ぶネットワークを構築することなどが示されている。

#### 3. 萩市都市計画マスタープラン

『海・川・山の豊かな自然に囲まれた歴史文化都市・萩』を将来の都市像として掲げ、本 史跡を含む椿東地区は『豊かな海と歴史遺産を活かした維新のまちづくり』を目標としてい る。貴重な歴史遺産や豊かな自然環境を維持・保全するとともに、中心商業地等に位置する 都市機能と連携し、観光レクリエーション機能の充実を図りつつ、日常生活に密着した機能 を誘導し、住商工のバランスと適正配置のとれた土地利用が図られるように都市機能を誘導 する。



図 1-3 萩市都市計画マスタープラン地区別構想図

#### 4. 萩市景観計画

萩市においては、市域全域が「景観計画区域」に設定されており、本史跡を含む松陰神社は、その中の「重点景観計画区域ー維新の里地区」(面積 5.9ha)に位置づけられている。この地区では、松下村塾や伊藤博文旧宅、玉木文之進旧宅とともに、樹木や生垣が潤いのある歴史的風情を醸し出しており、これら歴史的遺産と調和し、歴史的風致を保全する景観形成と、三角州への眺望景観の保全を図るという景観形成方針がたてられている。これを実現するため、届出対象行為とその制限に関する景観形成基準が定められている。概要を第2章5.社会的調査に示す。

#### 5. 萩市歴史的風致維持向上計画

本史跡を含む一帯は、「萩市歴史的風致保存区域」という「重点区域」に指定されている。 都市計画法、景観法、屋外広告物法等に基づき、これらと調和した環境、景観の規制及び誘 導が行われている。

#### 6. 萩市緑の基本計画

本史跡が位置する松陰神社周辺は、緑化重点地区候補地に選定されており、都市における 風致の維持・創出が必要な地区と位置づけられている。歴史的資源と一体となった緑地整備 の推進を方針として挙げている。

#### 7. 萩市観光戦略5か年計画

「萩まちじゅう博物館で体感するゆったり・じっくり観光」をコンセプトに掲げ、「萩まちじゅう博物館構想」の推進、地域資源の発掘・活用による滞在型・体験交流型観光の推進と広域連携の強化、観光情報の発信強化、観光アクセスの向上等に関する観光重点事業を挙げている。本史跡は、旧松本村地区〈歴史的景観保存地区・景観形成地区〉に位置づけられている。松陰神社を拠点とした地区周遊ルートの充実、明治維新館(仮称)の建設推進、観光客の安全性・快適性確保策の検討などをこの地区の重点事業としている。

#### 8. 萩市環境基本計画

「未来に向けて 美しいまち・萩」を目標として掲げ、歴史や自然の保全整備を含めた総合的な環境保全施策の展開を進めることを目的に環境保全を総合的かつ計画的に推進している。重点取り組み事項として、まちを美しく一住みよい環境づくり、二酸化炭素排出抑制のための省エネルギーー地球環境の保全、リサイクルの推進ー萩第二リサイクルセンターの積極的活用を挙げている。

#### 9. 萩市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成された計画である。防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、萩市並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、萩市における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、行政、指定機関、防災上重要な施設の管理者等及び市民が処理すべき事項の大綱を定めたものである。

## 第2章 史跡の概要

#### 1. 地理的位置

萩市は、山口県の北部に位置し、総面積は698.79 kmで、県土の11.4%を占める。市域の北部は阿武町を取り巻く形で日本海に面し、東部は島根県(益田市、津和野町)と接し、南東部は山口市、西部は長門市、美祢市に接している。

地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地であり、南部の市境界付近に標高700mを超える山々が連なっている。低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある市街地とその周辺地に見られる。丘陵地は、田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている程度であり、大半を山地が占めている。

萩市内の河川は市南部の阿武川水系、中央部の大井川水系、北部の田万川水系に大別され、山間部からの豊富な湧水に源を発する阿武川、大井川、田万川等の主要河川が日本海に注いでいる。



図 2-1 萩市の位置



写真 2-1 萩市街と三角州

史跡松下村塾及び史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅は、萩城下町の存在する阿武川河口部の三角州の東部、萩市大字椿東字新道に所在する。史跡は萩城跡から東に約 3km の位置にあり、周辺には松下村塾の創設者である玉木文之進や塾生であった伊藤博文の旧宅、吉田松陰誕生地及び墓所などの史跡が存在する。

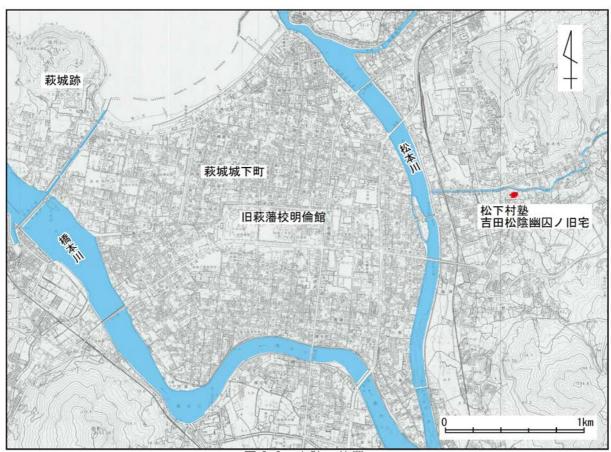


図 2-2 史跡の位置

#### 【参考文献】

萩市歴史まちづくり部都市計画課 『萩市都市計画マスタープラン策定報告書』 2011 年 道迫真吾 『萩の近代化産業遺産-世界遺産への道-』(『萩ものがたり』vol.24) 一般社団法人萩もの がたり 2009 年

山口県 『1/50,000 土地分類基本調査 (地形分類図)』(萩・相島・見島) 1975 年

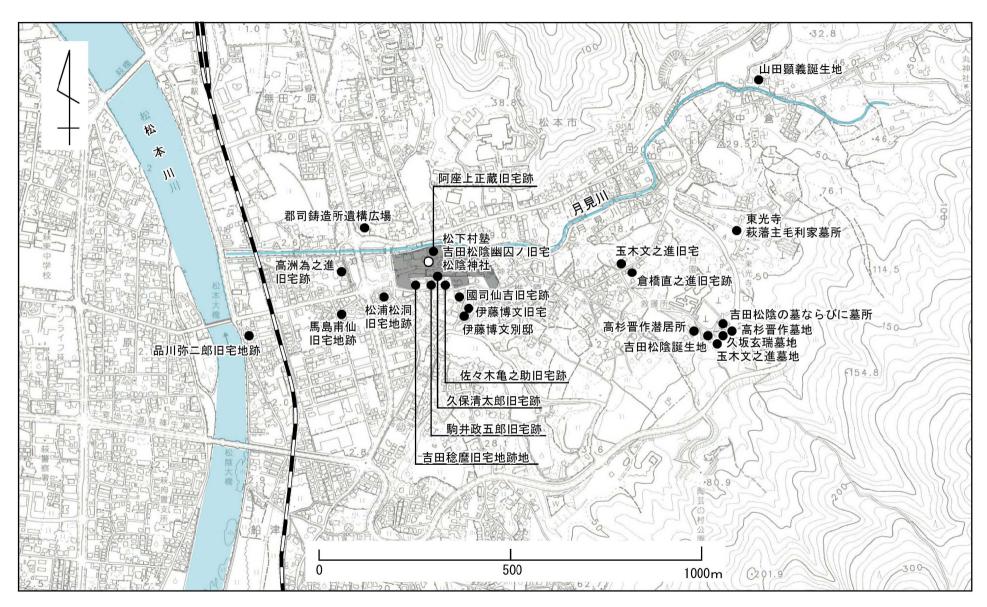


図 2-3 史跡周辺の塾生旧宅跡等位置図

## 2. 史跡指定状況

## (1) 史跡指定状況

松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅は、大正 11 年(1922) に国の史跡指定を受け、保存が図られている。

#### 指定概要

#### 史跡松下村塾

名 称 松下村塾 (しょうかそんじゅく)

**指定年月日** 大正 11 年 10 月 12 日 (内務省告示第 270 号)

**所在地** 山口県萩市大字椿東字新道

地名変更 阿武郡椿東村字椎原新道 → 阿武郡萩町大字椿東字新道

(大正 12 年 4 月 1 日 町村合併による) 阿武郡萩町大字椿東字新道 → 現在地名 (昭和 7 年 7 月 1 日 市制施行による)

指定地域 萩市大字椿東字新道 1537-2 の 9 畝歩のうち 1 畝 17 歩

所有者 宗教法人 松陰神社

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文化

財保護委員会告示第2号) 史跡の部五による。

五. 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

指定説明 安政3年吉田松陰が家学を授くるの藩許を得て、子弟を教養せし所に屬

し長藩の俊髦多く此より出ず。8 疊及び 10 疊半の 2 室を有する平家にして 能く旧態を保てり。近年其の南隣に松陰神社造営せられ、其の地亦神社境

内の一部と為る。

**管理記録** 大正 13 年度 保存施設(標識・境界標・注意札)、保存修理(漆喰壁等)

昭和13年度 保存修理(漆喰壁等)

昭和26年度 保存修理(屋根等)、スプリンクラー設置

昭和33年度 便所撤去、保存修理(白蟻防虫処理)

昭和35年度 防災施設(貯水槽)

昭和 45 年度 防災施設(自動火災報知器)

**管理団体** 萩町(指定時) → 宗教法人松陰神社(昭和19年2月9日管理者変更)

## 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅

**名 称 吉田松陰幽囚ノ旧宅** (よしだしょういんゆうしゅうのきゅうたく)

**指定年月日** 大正 11 年 10 月 12 日 (内務省告示第 270 号)

**所在地** 山口県萩市大字椿東字新道

地名変更 阿武郡椿東村字椎原新道 → 阿武郡萩町大字椿東字新道

(大正 12 年 4 月 1 日 町村合併による)阿武郡萩町大字椿東字新道 → 現在地名(昭和 7 年 7 月 1 日 市制施行による)

指定地域 萩市大字椿東字新道 1537-1 の 189 坪

所有者 宗教法人 松陰神社

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (昭和 26 年文化

財保護委員会告示第2号)史跡の部八による。

八. 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類

指定説明 安政2年吉田松陰獄より許されて其の幽囚せられし所なり。其の建造物

は後年多くの修理ありしと雖も、幽囚の室は能く旧態を保てり。

**管理記録** 大正 13 年度 保存施設 (標識・境界標・注意札)、保存修理 (漆喰壁等)

昭和13年度 保存修理(漆喰壁等)

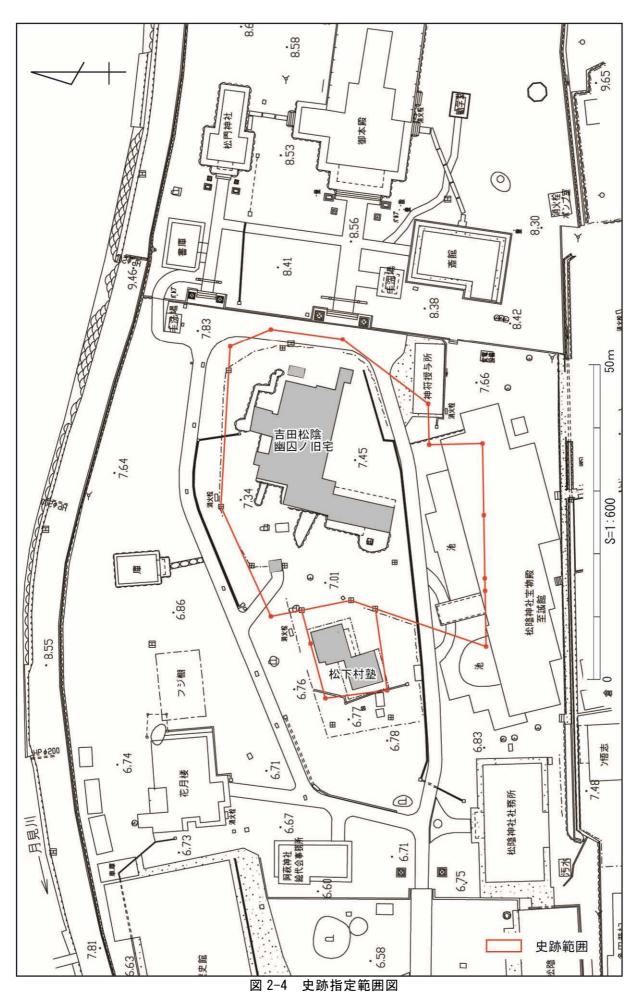
昭和29年度 参道新設

昭和33年度 保存修理(白蟻防虫処理)

昭和35年度 防災施設(貯水槽)

昭和45年度 防災施設(自動火災報知器)

**管理団体** 萩町(指定時) → 宗教法人松陰神社(昭和19年2月9日管理者変更)



## (2) 史跡の歴史と発展

#### ① 松本村の概況

古代・中世の萩付近の道は、松本垰を下って松本・上野を通り、中津江から沖原を渡っていたという。萩に城下町が建設されてから後の状況を示す最古の絵図である慶安5年(1652)の城下絵図(図2-5)では、朱線で城下から四方面に通じる道が描かれている。松下村塾が位置する椿東には松本市が存在し、松本市は「石見国津和野えの道筋」(石州街道)の基点であり、福井・蔵目喜・地福を経て津和野へ通じていた。また、萩城下町は、松本川と橋本川にはさまれた三角州内にあることから、川内から川の外へ出るには、この二つの川を橋・船・歩行のいずれかの方法で渡らなければならない。絵図に描かれた渡しは6ヶ所あり、そのひとつが「松本の渡し(土原の渡し)」であった。ここには、元禄11年(1698)に松本大橋が架橋される。

「一村限明細絵図」(有馬喜惣太(1709~1769)、山口県文書館所蔵、図2-7)では、松本市の様子が描かれている。松本市は、阿武郡の奥地に通じる街道の口にある谷口集落で、別称花園市とも呼ばれた。この街道を東に進むと唐人山があり、松本焼(萩焼)陶土の産地であった。松本市の上手には、一里山と口屋番所(萩への出入を検問する)があった。

「松本口」は、城下に不慮の事態が起きた際に道路封鎖を行った場所の一つであった。松本口は渡しを越えたすぐの地点であり諸所へと通じる道の喉元であったため、有事の際に城下の守りを固める重要な場所であった。「八江萩名所図画」(図2-8)では、東は松本垰が萩城下町の境界とされている。

松下村塾が位置する椿東は、川内から東方への出入口である松本橋を渡った辺り一帯をさす。松本川の手前の土原地区が、いわばこの方面の防御を固めるために大組士をはじめとする多数の家臣団居住区となっていたのに対し、椿東は前線的性格を帯びた半農半士的な地区であった。元禄11年(1698)に松本大橋が架橋されたことが、当地区が武士の居住地として開発されていく契機となった。嘉永古図には、この辺りが雲で覆われているためにどのような武士が住んでいたか不明である。

江戸時代における松下村塾、吉田松陰幽囚ノ旧宅などの見取図は現存しない。参考資料として、「明治初年松下村塾附近平面図」(萩博物館所蔵、図 2-9、図 2-15)が存在する。これは、明治 19年(1886)に、当時の状況を回顧して作成されたものと伝わる。この図によると、松下村塾と杉家(幽囚ノ旧宅)を中心に、隣地、生垣、畑、周辺の道路が描かれている。杉家は道の一番奥に位置しており、周囲を生垣に囲まれている。建物の南にはすぐ生垣がせまっており、その南側は隣地の畑である。松下村塾との境界にも生垣があり、それぞれ宅地の北に門を有すことがわかる。このように、土塀ではなく生垣で屋敷地を囲んだ様子や、杉家の農作業的な土間の配置などに、半農半士的な性格が窺える。

また、史跡周辺にも外観から推定しても藩政期の住宅と判別しうる事例が数棟残存しており、川内の各地区とならんで注目すべき武家地、しかも半農半士的な性格をもった地区として興味深い。

#### 【参考文献】

萩市史編纂委員会編 『萩市史第一巻』 萩市 1983年

『萩図誌』 萩青年会議所 1978年

『萩歴史的環境とその保存策に関する調査研究』 萩市教育委員会 1994年または1995年



図 2-5 「正保萩城下絵図」 慶安 5 年 (1648) 山口県文書館所蔵



図 2-6 「御国廻御行程記」(椿東) 有馬喜惣太 寛保 2 年 (1742) 山口県文書館所蔵

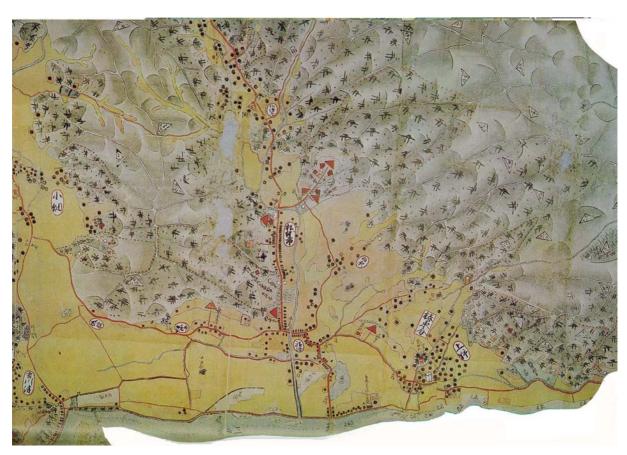


図 2-7 「一村限明細絵図」(椿東分) 有馬喜惣太 享保 12 年 (1727) ~宝暦 3 年 (1753) 山口県文書館所蔵

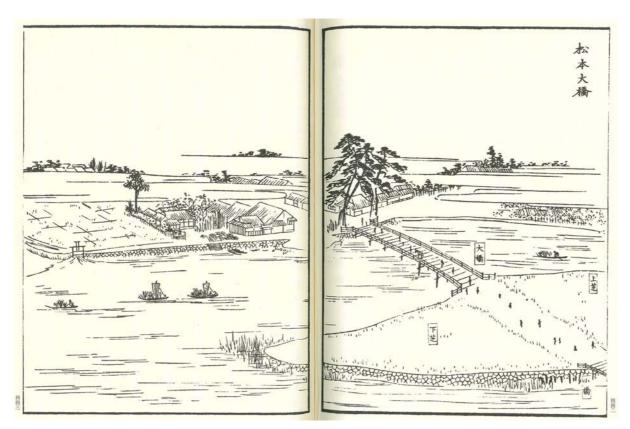
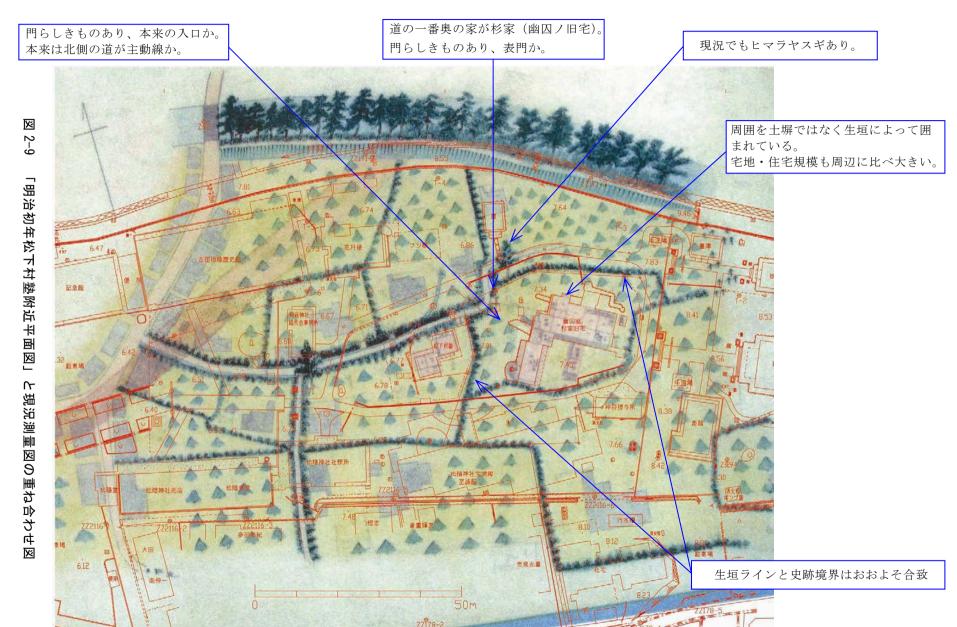


図 2-8 「八江萩名所図画」 木梨恒充 著述 山県篤蔵 補正 天保 5 年(1834)年起草 明治 25 年 (1892)



#### ② 松下村塾の概要

「松下村塾」という塾名は、塾が位置する旧松本村にちなんだ名前である。松下村塾は木造瓦葺き平家建て50.90㎡の小屋で、当初からあった8畳の1室と、後に増築された10畳半の部分とからなっている。南向きの土間の入口に、明治になってから瀧口吉良によって書かれた「松下村塾」の看板がかかっている。

初め、松陰の叔父玉木文之進がここからほど遠くない自宅に私塾を聞き、松下村塾と名付けていた。ついで久保五郎左衛門(松陰の養母の義兄)がその名を継承し、子弟の教育に当たっていた。その後、時期は明確でないものの、松陰が引き継ぐこととなった。安政4年(1857)11月5日、小舎を久保五郎左衛門と協力して修理し、8畳1室を松下村塾として門弟の教育の場所とした。松陰を慕って集まる門弟も次第に多くなったため、安政5年(1858)3月、門人たちの手伝いによって10畳半1室を増築して現在のような形になった。

安政 5 年(1858)7 月、松陰は藩から家学教育の許可を得て名実ともに村塾の主宰者となったが同年11月29日、松陰は再び一室に幽囚され、続いて再入獄の身となった。

安政6年(1859)に松陰が刑死した後、松下村塾は楫取素彦(松陰の義弟)、久坂玄瑞により継続が試みられる。楫取素彦は、安政6年(1859)から塾生の指導を行うが、公務の片手間であるため満足できるものではなかった。慶応元年(1865)から明治3年(1870)頃までは塾生の馬島甫仙、明治5年(1872)には隠居した玉木文之進が塾を再興した。しかし、文之進は、塾生が中心となって萩の乱を起こした直後に自刀した。明治13年(1880)には松陰の兄杉民治が松下村塾を再興するが、明治25年(1892)についに閉鎖となる。

なお、明治 23 年 (1890) に、松下村塾の塾舎を改修する際、杉家が私的に土蔵造りの小祠を建立した。これが松陰神社の起こりである。その後、伊藤博文や野村靖らが神社を公に創立しようとする運動を起こし、明治 40 年 (1907)、松陰神社が県社として設立され、現在まで史跡の保存が図られてきた。

松下村塾は、松陰の野山獄出獄から再入獄までの約3年間のうち最後約1年間、門弟に接して指導激励した場所であり、幽囚室で教えた約1年半を通算してもその期間は2年半に過ぎない。吉田松陰がこの塾で門下生に教えた期間は短期間ではあったが、その間、塾生に対する教育は兵学・漢学・歴史・地理・国学など多方面にわたった。塾生からは倒幕の指導的役割を果たした高杉晋作や、明治政府の初代内閣総理大臣となった伊藤博文などを輩出した他、日本の近代化、工業化の過程で重要な役割を担った多くの人材がここに学び、我が国の近代化を語る上で欠かすことのできない史跡である。



写真 2-2 松下村塾

## ◇松下村塾 建築概要

講義室: 桁行 4.517m、梁間 5.11m、東面下屋付 增築部: 桁行 5.039m、梁間 4.935m、西面下屋付

切妻造、桟瓦葺

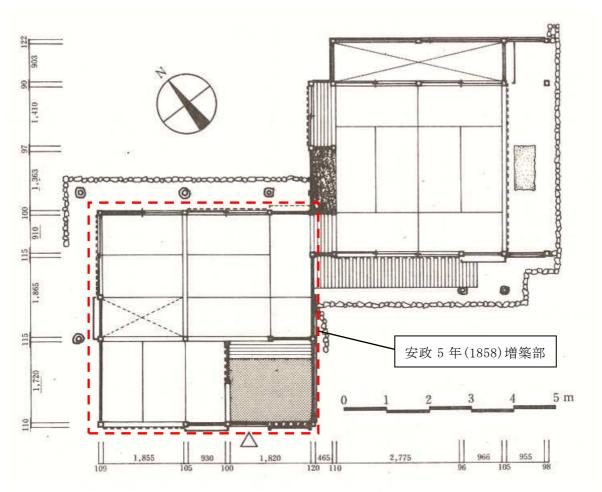


図 2-10 松下村塾平面図

(東京都立大学石井研究室 昭和54年(1979)作図)



**写真 2-3 松下村塾正面** 右半分が 8 畳の講義室。左半分が安政 5 年(1858)の増築部分。



写真 2-4 講義室

## ③ 吉田松陰幽囚ノ旧宅の概要

幽囚ノ旧宅は木造瓦葺き平家建て 214.0 ㎡の住宅で、8 畳 3 室、6 畳 3 室、4 畳・3 畳 7 分・3 畳半・3 畳及び 2 畳各 1 室のほか、板間・物置・土間を有するかなり大きい建物である。幽囚室は東側にある 3 畳半の 1 室であるが、もともとは 4 畳半の部屋であったものに西面に杉家の仏壇、神祭霊位吉田家祖霊等を祭っているため狭くなったものと思われる。

西側の土間部分は馬屋とみられ、現在は米搗台が据えられており、米搗耕作業の労務に服 しつつ、塾生達と共に勤労好学の精神を教えたといわれている。

吉田松陰は、伊豆国下田でアメリカ軍艦による海外渡航に失敗し、江戸の伝馬町の牢獄に捕えられた。ついで萩に送られて野山獄に入れられたが、安政2年(1855)に釈放されて父杉百合之助預けとなり、自宅の一室に謹慎して読書と著述に専念した。

この幽囚室で近親者や近隣の子弟たちに、孟子や武教全書を講じ、外叔久保五郎左衛門に請われて、その主宰する松下村塾のために「松下村塾記」を作った。まもなくその塾生たちも次第に松陰の許に来て学ぶようになり、松下村塾を主宰するに至った。この幽囚室で「丁巳幽室文稿」「吉田語略」「討賊始末」「外蕃通略」などを著述し、「講孟餘話」もここで完成した。

この家屋はもと瀬能家 (無給通 49 石余) の所有であり、畳の間 11 室のほか、板間・物置・ 土間を有すかなり大きな建物で、天保年間頃の建築当時の原型をよくとどめている。 嘉永 6 年(1853)から杉家が借り、杉百合之助の死後も松陰の母 滝や、兄 民治らが居住していた。 明治になって杉家が買い取り、現在は松陰神社が所有、保存している。

#### ◇吉田松陰幽囚ノ旧宅 建築概要

主要部: 桁行 15.8m、梁間 10.935m

北面茶室附属、南面東側便所附属、一部中二階

入母屋造、桟瓦葺

台所·馬屋部: 桁行 17.077m、梁間 3.94m

東西面庇付、切妻造、桟瓦葺、井戸屋附属

#### ◇吉田松陰幽囚ノ旧宅 表門 建築概要

桁行 1.69m、棟門、桟瓦葺 基礎自然石土台据え、筋違入 腕木を抜通し、出桁を受ける

土居葺、桟瓦葺

#### 【参考文献】

萩市史編纂委員会 『萩市史』(第3巻) 1987年 萩市建設部文化財保護課 『萩市の文化財』 2008年

萩市歴史まちづくり部世界遺産推進課 『萩ヘリテージパンフ』 2009年

萩博物館編 『松下村塾開塾 150 年記念 吉田松陰と塾生たち』 2007 年

(財) 文化財建造物保存技術協会 『史跡吉田松陰幽囚の旧宅保存修理工事報告書』 1986 年

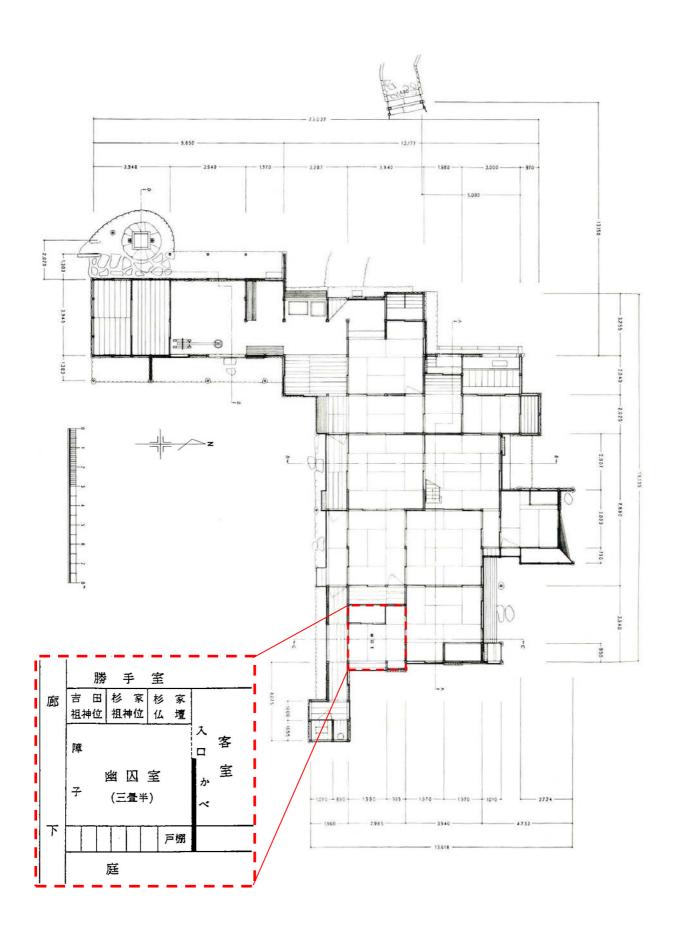


図 2-11 吉田松陰幽囚ノ旧宅平面図

((財) 文化財建造物保存技術協会編『史跡吉田松陰幽囚の旧宅保存修理工事報告書』1986年)



写真 2-5 吉田松陰幽囚ノ旧宅全景



写真 2-7 吉田松陰幽囚ノ旧宅西面 式台玄関



写真 2-6 吉田松陰幽囚ノ旧宅幽囚室

## 3. 自然的調査

## (1) 地形•地質

#### ① 地 形

松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅は、阿武川河口部の三角州の東部の椿東地区に位置する松陰神社の境内の一角に位置している。東側を桜ヶ谷山(標高 418m)、南側を田床山(標高 372.78m)に囲まれている。西側には阿武川の支流である松本川が流れ、史跡の北側には月見川が東西方向に流れており、史跡はその月見川が作り出した小規模な扇状地上に立地している。史跡の立地標高は約7mで、境内は東から西へゆるやかに傾斜した地形となっている。

## ② 断 層

萩市地域における断層系は北東―南西方向が優勢で、これにより北西―南東方向の断層系が切断されている。市内河川の多くは断層帯に沿っており、松陰神社の北側を流れる月見川も断層に沿って、北東-南西方向に流路を取っている。

## ③ 地 質

史跡の位置する三角州周辺や周辺の小畑や大井は、沖積礫層となっている。

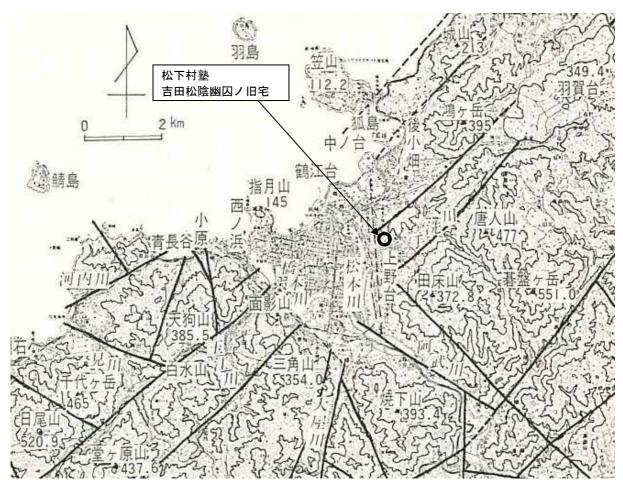


図 2-12 萩付近の地形と断層系



図 2-13 萩市地質図

# (2)植生

萩市の植生は、大観的には二次的植生である。萩市一帯は対馬暖流の影響で、年平均気温は山口県下でも高い地方で、年間の降水量も適当にあるため、原植生はシイ類、タブノキ・カシ類などが優占する常緑広葉樹林で、ヤブツバキクラス域に属する。

現在、松陰神社はクロマツ主体の植生となっており、史跡周辺、神社入口正面、歴史館周辺に 樹高 10 m を超えるものが多く見られる。一方で、史跡周辺のクロマツが建物に覆いかぶさるよう に生長している状況も見られ、風雨等による倒木や伸長した枝による建物への影響がないよう、 剪定等の植生管理が必要と考えられる。

幽囚ノ旧宅の北西には、「明治初年松下村塾附近平面図」(明治 19 年 (1886) ) でも描かれているヒマラヤスギの大木が見られる。また、絵図で見られる宅地を取り囲む生垣と近い位置に、イスノキの生垣が植栽されている。

松下村塾の西側から北側にかけては、イヌマキ、ウメ、ヒラドツツジ刈り込みが植栽されているが、植栽密度が高い状況も見られるため、参道から史跡への見通しを確保する植生管理が必要と考えられる。

本殿や松門神社の周辺には、樹高 20 m を超えるイチョウ、クスノキ、アラカシが見られ、本殿の背景林となっている。境内の境界沿いにはサクラが多く植栽されているが、特に境内北側のサクラは月見川沿いの快適な歩道景観を形成している。

【参考文献】萩市 『萩市史 第3巻』 1987年

表 2-1 松陰神社境内現況樹木

樹高 区分	樹高:~10m	樹高:10m~
常緑針葉樹	<ul><li>・クロマツ</li><li>・イヌマキ</li><li>・カイズカイブキ</li><li>・カヤノキ</li></ul>	<ul><li>・クロマツ</li><li>・スギ</li><li>・ヒマラヤスギ</li><li>・カヤノキ</li></ul>
常緑広葉樹	・シイ       ・モチノキ         ・クスノキ       ・マダケ         ・ヒイラギモクセイ       ・サンゴジュ	・クスノキ・アラカシ
落葉広葉樹	・サクラ ・ウメ ・カイノキ	・イチョウ ・ケヤキ
中低木	・ヒラドツツジ ・ツゲ ・ナンテン	
生 垣	・イスノキ(史跡境界等)	
その他	・フジ ・マダケ (孝行竹)	

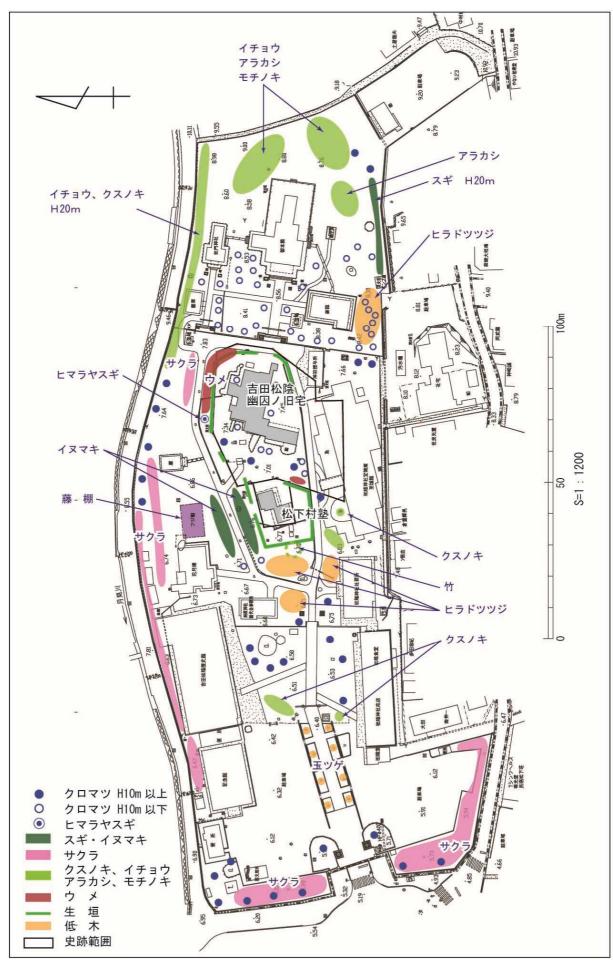


図 2-14 現況植生図



写真 2-8 松下村塾周辺のクロマツー1



写真 2-10 幽囚ノ旧宅周辺のクロマツ



写真 2-12 史跡北側参道のイヌマキ、ヒラドツツジ



写真 2-14 幽囚ノ旧宅北西のヒマラヤスギ



写真 2-9 松下村塾周辺のクロマツー2



写真 2-11 イスノキ生垣



写真 2-13 松門神社周辺のクスノキ、イチョウ



写真 2-15 史跡北側のサクラ

# 4. 歴史的調査

# (1)歴史年表

表 2-2 松下村塾・吉田松陰幽囚ノ旧宅 関連年表

年	月日	事 項				
天保 13 年	(1842)	松陰の叔父の玉木文之進、自宅に松下村塾を創始				
嘉永元年(	1848)	玉木文之進、松下村塾を廃止(のちに松陰の親類の久保五郎左				
		衛門が松下村塾の名称を継承)				
安政3年	3月下旬頃	杉家の幽囚室で講義を開始(事実上、松下村塾の開塾)				
(1856)	6月13日	野山獄で始めていた『孟子』の講義を終え、「講孟餘話」(「講				
		孟箚記」から改題)を完成させる。				
	6月頃	久坂玄瑞が入門				
	8月中旬	来萩した僧黙霖と論争する。				
	8月22日	近隣子弟のため『武教全書』の講義を開始				
	9月4日	久保五郎左衛門のために「松下村塾記」を書く。				
	11月25日	吉田稔磨が入門				
	12月18日	来萩した梅田雲浜に会う。				
安政4年	7月25日	野山獄を出た富永有隣を助教に迎える。				
(1857)	9月頃	高杉晋作が入門				
	11月5日	久保と協力し、 <b>小舎を改修して8畳1室の塾舎とし、幽囚室を出</b>				
		て塾生と共同生活を開始				
安政5年	2月	時事の切迫とともに松下村塾の議論が明倫館生徒と疎隔。僧月				
(1858)		性により調停が図られる。				
	3月11日	塾生を中心に2月に着工した <b>10畳半の塾舎増築が完成。約18畳の</b>				
		塾舎に拡充				
	3月頃	須佐の育英館との交流を開始				
	7月11日	入江九一が入門				
	7月20日	藩から家学教授の公許を得る( <b>松下村塾公認</b> )				
	11月6日	塾生17名と血盟、間部老中要撃を画策				
	11月29日	藩から自宅厳囚に処される。				
	12月26日	野山獄へ再び投じられる ( <b>松下村塾での指導終了</b> )				
安政 6 年(18	859)	松陰義弟の楫取素彦・久坂玄瑞が塾生の指導を行う。				
慶応元年(	1865) ~	製生の馬島甫仙が塾生の指導を行う。 				
明治3年(	1870)頃	TT 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1				
明治5年(	1872)	隠居した玉木文之進が塾を再興				
明治 13 年(1880)		松陰の兄 杉民治が塾を再興				
明治 23 年(1890)		松下村塾の塾舎を改修する際、杉家が私的に土蔵造りの小祠を				
		建立 (松陰神社の起こり)				
明治 25 年	(1892)	松下村塾の閉鎖				
明治 40 年	(1907)	県社 松陰神社設立				
明治 42 年	(1909)	幽囚ノ旧宅北側に茶室を増築				

年 月 日	事 項				
大正 11 年 10 月 12 日 (1922)	松下村塾、幽囚ノ旧宅 史跡に指定				
大正 12 年(1923)	建物は、杉相次郎から松陰神社に寄贈				
大正 13 年(1924)	松下村塾、幽囚ノ旧宅の部分修理(漆喰壁)				
	境界標等設置				
昭和 13 年(1938)	松下村塾、幽囚ノ旧宅の部分修理(漆喰壁)				
昭和 27 年(1952)	松下村塾の災害復旧修理				
	スプリンクラー設置				
昭和 29 年(1954)	幽囚ノ旧宅の部分修理工事(玄関廻り、側廻り、屋根の一部)、				
	参道を新設				
昭和 31 年(1956)	松下村塾の災害復旧修理				
昭和 33 年(1958)	松下村塾背面の便所を撤去、壁補修、屋根補修				
	幽囚の旧宅 シロアリ防蟻処理				
昭和 34 年 10 月 27 日	現社殿竣工				
(1959)	九山成《工				
昭和 35 年(1960)	防災施設 貯水槽設置				
昭和 45 年(1970)	松下村塾、幽囚ノ旧宅に自動火災報知機設置				
昭和 60 年 3月	松下村塾保存修理工事(屋根葺替・部分修理)				
(1985)	松下刊至休付修理工事(座依葺省・部分修理)				
昭和 61 年 3月	幽囚ノ旧宅保存修理工事(屋根葺替・部分修理)				
(1986)	四四/旧七环订修柱上ず(庄低耳官:即刀修柱)				

# 表2-3 松下村塾の主な塾生

氏名	主要な実績・役職
高杉晋作	奇兵隊創設、長州(四境)戦争指揮
久坂玄瑞	光明寺党(奇兵隊の母体)結成
伊藤博文	初代首相(4度組閣)、明治憲法制定
山県有朋	三代首相(2度組閣)、陸軍制度創設
山田顕義	初代司法大臣、日本大学・國學院大學創設
野村靖	駐仏特命全権公使、内務大臣、逓信大臣
品川弥二郎	内務大臣、信用組合・産業組合の普及
前原一誠	明治政府参議、兵部大輔、萩の乱主導者
河北義次郎	外交官、サンフランシスコ領事
正木退蔵	東京職工学校(現在の東京工業大学)初代校長
渡辺蒿蔵	初代長崎造船局長、長崎の立神ドック工事指揮
飯田俊徳	鉄道技師、京都~大津間の逢坂山トンネル工事指揮
木梨信一	第 110 国立銀行 (現在の山口銀行) の創設に携わる。3代目頭取

## 【参考文献】

萩博物館編 『松下村塾開塾 150 年記念 吉田松陰と塾生たち』 2007 年 道迫真吾 『萩の近代化産業遺産-世界遺産への道-』(萩ものがたり Vol.24) 一般社団法人萩ものが たり 2009 年 海原徹 『松下村塾の明治維新』 ミネルヴァ書房 1999 年

# (2) 歴史資料

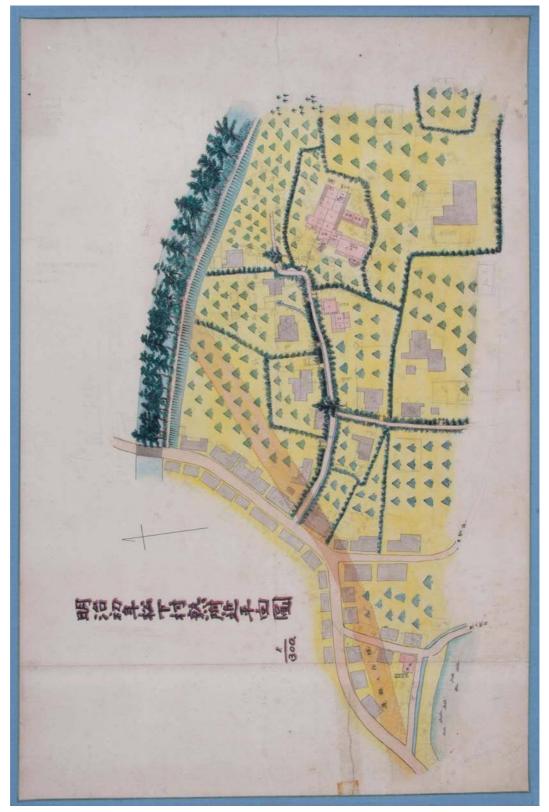
現在、確認されている松下村塾、吉田松陰幽囚ノ旧宅、松陰神社が描かれた古地図・古写真・絵葉書は表 2-4 のとおりである。

表 2-4 古絵図・古写真・絵葉書一覧表

番号	資料名	年 代	所 蔵	備考
1	明治初年松下村塾附近平面図	明治 19 年(1886)	萩博物館	
2	松下村塾舎と杉民治	明治 41 年(1908)		『吉田松陰全集』第4 巻 岩波書店 1934年
3	松下村塾 (萩市松本)	番号2と同時期か	山口県文書館	
4	田中義一写真 萩松下村塾前にて政友会幹部 と共に	大正 13 年(1924)	山口県文書館	
5	松下村塾平面図 吉田松陰幽囚家屋平面図	大正 14 年(1925) 10 月		史跡名勝天然記念物 調査報告概要 山口 県
6	松下村塾	"		IJ.
7	吉田松陰幽囚家屋	"		IJ.
8	吉田松陰先生絵伝	大正 15 年 (昭和元年) (1926)	萩博物館	奇陳(渡辺小五郎か)
9	名勝萩と長門峡之図	昭和7年(1932)	萩博物館	吉田初三郎 作
10	萩の史蹟 松陰神社と松下村塾	昭和初期か	萩博物館	萩市役所発行 吉田初三郎 作
11	萩線鉄道全通記念絵はがき 松下村塾・吉田松陰先生幽囚室	昭和8年(1933)	山口県文書館	
12	『萩の今昔写真集』 旧松陰神社	昭和 18 年(1943) 6 月撮影		昭和 57 年発行 角川政治 著
13	『萩の今昔写真集』 松下村塾前のアメリカ松伐採	昭和 18 年(1943) 7 月撮影		n
14	県社松陰神社境内見取図	昭和 34 年(1959) 以前		史都萩第 19 号に 掲載
15	萩名所絵はがき 松陰神社	不明	山口県文書館	
16	萩名所絵はがき 松陰神社	11	11	
17	萩名所絵はがき 松陰先生遺 物の米搗き台・松下村塾	11	"	
18	萩名所絵はがき 松下村塾 在萩松本	II	11	
19	萩名所絵はがき 松陰先生幽囚旧宅	11	11	
20	萩絵はがき 松下村塾・幽囚旧宅	11	11	
21	萩絵はがき 松陰先生幽囚室・旧宅	11	11	

番号	史料名	年 代	所蔵	備考
22	萩名勝絵はがき 松下村塾	不明	山口県文書館	
23	萩名勝絵はがき 松陰神社 吉田松陰・高杉晋作・前原一誠・山県 有朋・野村靖・木戸孝允・伊藤博文・ 山田顕義・品川弥二郎	II	II	
24	松陰神社参拝記念	不明	東北芸術工科大学 東北文化研究センター	
25	松陰神社参拝記念 (長門萩名所) 松陰神社	"	11	
26	松陰神社参拝記念 (長門萩名所) 松陰先生遺物ノ米搗台	"	11	
27	松陰神社参拝記念 (長門萩名所) 松陰先生旧宅	"	11	
28	松陰神社参拝記念 (長門萩名所) 松陰先生幽囚室	"	11	
29	松陰神社参拝記念 (長門萩名所) 松下村塾	11	11	
30	松陰神社参拝記念 (長門萩名所) 松下村塾ノ内部	"	11	

図 2-15 古絵図・古写真・絵葉書



1 「明治初年松下村塾附近平面図」 明治 19 年 (1886) (萩博物館所蔵)

吉田松陰の松下村塾とその周辺地区を描いた略図。中央やや右寄りに、松下村塾の8畳の講義室及び10畳半の建て増し部分が描かれる。北を月見川が流れ、東隣には杉家、図面左下には塾生の松浦松洞の旧宅が見える。明治19年(1986)の土地調査の際に作成された図とはいえ、この頃はまだ松陰の実兄杉民治が塾を主宰していた。道路事情など激変した今、幕末当時を偲ぶこともできる珍しい資料といえる。

【参考文献】文化庁「文化遺産オンライン」(http://bunka.nii.ac.jp)



2 「松下村塾舎と杉民治」 明治 41 年 (1908) 撮影 松下村塾の建物と、松陰の兄である杉民治が写っている。

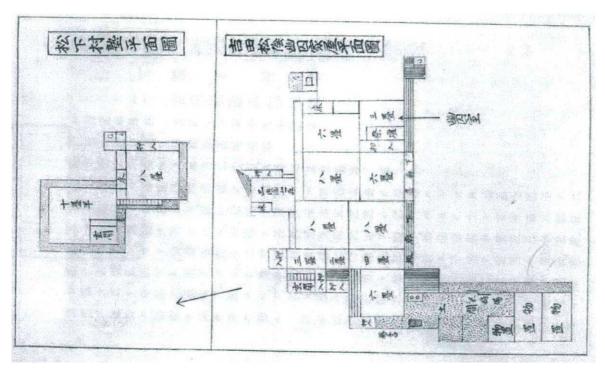


3 「松下村塾 (萩市松本)」 (山口県文書館所蔵) 松下村塾前に植えられた樹木の様子から、2と同時期に撮影されたものか。



4 「田中義一写真 萩松下村塾前にて政友会幹部と共に」 大正 13 年(1924) 撮影 (山口県文書館所蔵)

大正 13 年 (1924) 5 月に萩出身の軍人田中義一と立憲政友会の幹部を撮影したもの。田中義 一は撮影の翌年に政界への転身を図り、高橋是清の後の政友会総裁に就任した。



5 松下村塾平面図、吉田松陰幽囚家屋平面図

『史跡名勝天然記念物調査報告概要 山口県』 大正 14年 (1925) 10月



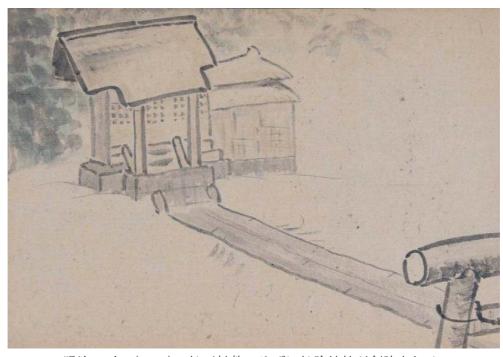
『史跡名勝天然記念物調査報告概要 山口県』 大正 14 年(1925)10 月



7 吉田松陰幽囚家屋 『史跡名勝天然記念物調査報告概要 山口県』 大正 14 年 (1925) 10 月 史跡周辺に、1 の絵図のような背の低いマツが見られる。



講義を受ける者と屋外で農作業する者が描かれている。右には米搗台が見える。左上の人物が吉田松陰。



明治40年(1907)、松下村塾のそばに松陰神社が創建される。

# 8 吉田松陰先生絵伝 大正 15 年 (1926) (萩博物館所蔵)

吉田松陰の一生を絵で綴った珍しい資料。松陰門下最後の生存者として知られる渡辺蒿蔵の実兄(号は奇陳、渡辺小五郎か)が描いた。松陰の誕生から刑死後まで、15の場面からなるが、うち13枚を蒿蔵の兄が描き、最後の2枚を蒿蔵の娘八百が描き足した。蒿蔵が大正15年(昭和元年、1926)に寄せた序文には「家兄奇陳居士、嘗て松陰伝を読みて感激し、其の状態を描写するを措く能ず」(原漢文)とある。絵心のあった兄が、塾に学んだ弟の蒿蔵から様子を聞き、描いたものと考えられる。

【参考文献】文化庁「文化遺産オンライン」(http://bunka.nii.ac.jp)



9 名勝萩と長門峡之図 昭和7年(1932)作成 (萩博物館所蔵)

昭和7年(1932)に萩市の市制施行を記念して、鳥瞰図の第一人者で「大正の広重」といわれた吉田初三郎に依頼して描かれた、萩市とその周辺の鳥瞰図である。松下村塾、幽囚室、松陰神社が詳細に描かれている。

【参考文献】文化庁「文化遺産オンライン」(http://bunka.nii.ac.jp)

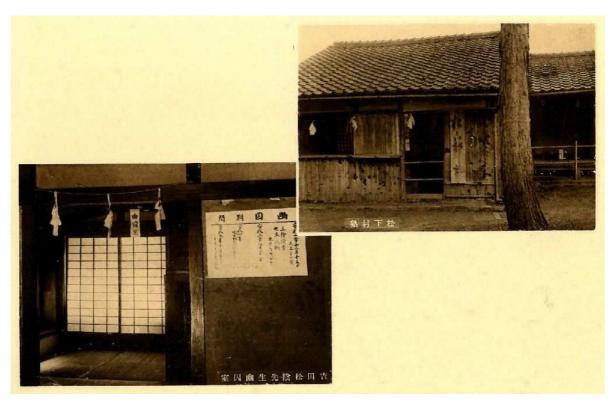


(松下村塾、幽囚ノ旧宅、松陰神社部分の拡大)

本図に描かれている「松陰神社」は、現在の拝殿の竣工に伴い、昭和 31 年 (1956) に「松門神社」として現在の位置に移築され、松陰の塾生・門下生を御祭神として祀っている。



10 萩の史蹟 萩の松陰神社と松下村塾 昭和初期か (萩博物館所蔵) 松下村塾前にマツが植えられている。現在はない。



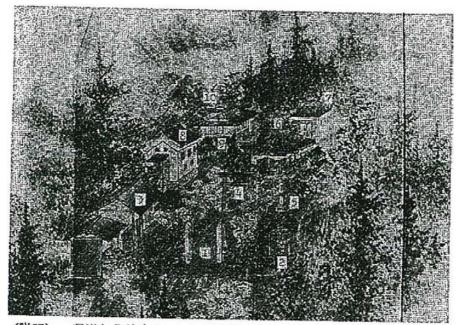
11 **萩線鉄道全通記念絵はがき 松下村塾・吉田松陰先生幽囚室** 昭和8年(1933) (山口県文書館所蔵)



12 萩の今昔写真集 旧松陰神社 昭和 18 年 (1943) 6 月 左手奥が松下村塾。手前の庫は、現在は史跡の北側に位置している。



13 萩の今昔写真集 松下村塾前のアメリカ松伐採 昭和 18年 (1943) 7月



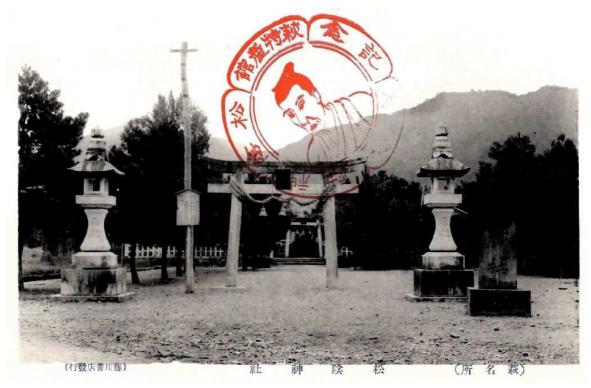
(説明) 県道から境内入口に石造り第1鳥居と灯ろうが建っていて、 ①石門 ②井戸舎並手水舎 ③社務所 ④木造鳥居 ⑤灯ろう ⑥拝殿 ⑦神殿 ⑧祭器庫及び図書館 ⑨松下村塾 ⑩杉家旧 宅 明治40年10月4日県社として許可あり。

## 14 県社松陰神社境内見取図

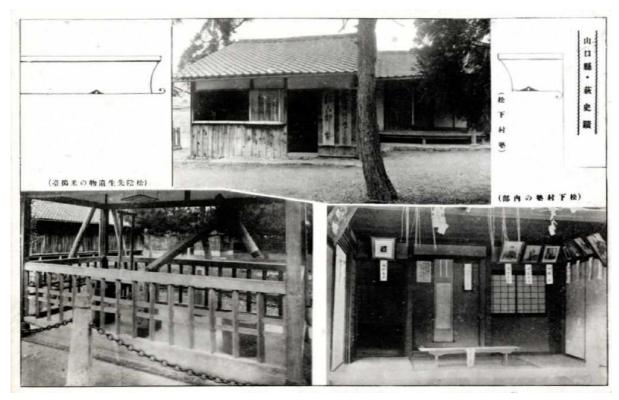
県社申請願書に添付された図面。昭和34年(1959)に神域拡張、社殿等新改築が行われたため、この絵図から境内、史跡の風景は変化している。9『名勝萩と長門峡之図』(昭和7年(1932))、12の写真の施設配置と酷似する。



15 萩名所絵はがき 松陰神社 (山口県文書館所蔵)



16 萩名所絵はがき 松陰神社 (山口県文書館所蔵)



17 萩名所絵はがき 松陰先生遺物の米搗台・松下村塾 (山口県文書館所蔵) 松下村塾前にマツがあることから、昭和 18 年 (1943) 以前か。 (資料 13 参照)



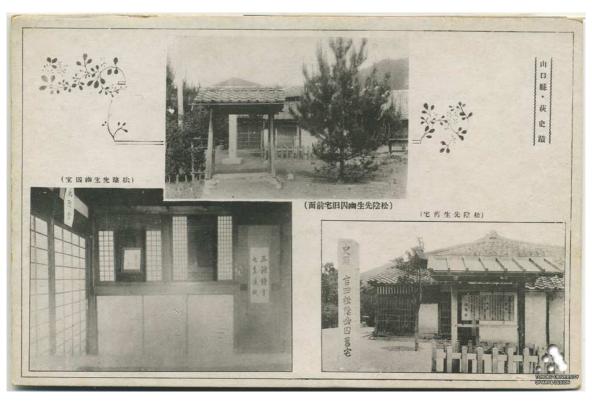
18 萩名所絵はがき 松下村塾 (在萩松本) (山口県文書館所蔵)



19 萩名所絵はがき 松陰先生幽囚旧宅 (山口県文書館所蔵)



20 萩絵はがき 松下村塾・幽囚旧宅 (山口県文書館所蔵)



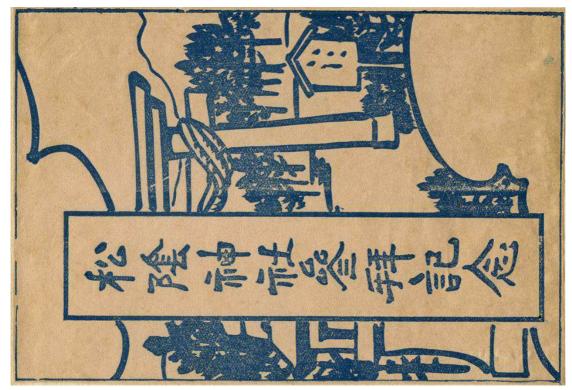
21 萩名所絵はがき 松陰先生幽囚室・旧宅 (山口県文書館所蔵) (上:吉田松陰先生幽囚旧宅前面 左下:松陰先生幽囚室 右下:松陰先生旧宅)



22 萩名勝絵はがき 松下村塾 (山口県文書館所蔵) (左上:吉田松陰先生幽囚旧宅 左下:松下村塾講義室八畳の間 右下:松下村塾) 米搗き台が幽囚ノ旧宅の門横に見られる。



23 萩名勝絵はがき 松陰神社 (山口県文書館所蔵) 吉田松陰・高杉晋作・前原一誠・山県有朋・野村靖・木戸孝允・伊藤博文・山田顕義・品川弥二郎



24 松陰神社参拝記念

(東北芸術工科大学東北文化研究センター所蔵)



25 松陰神社参拝記念(長門萩名所)松陰神社 (東北芸術工科大学東北文化研究センター所蔵)



26 松陰神社参拝記念(長門萩名所)松陰先生遺物ノ米搗台 (東北芸術工科大学東北文化研究センター所蔵)



27 松陰神社参拝記念(長門萩名所)松陰先生旧宅 (東北芸術工科大学東北文化研究センター所蔵)



28 松陰神社参拝記念(長門萩名所)松陰先生幽囚室 (東北芸術工科大学東北文化研究センター所蔵)



29 (長門萩名所)松下村塾 (東北芸術工科大学東北文化研究センター所蔵)



30 (長門萩名所)松下村塾ノ内部 (東北芸術工科大学東北文化研究センター所蔵)

# 5. 社会的調査

# (1) 史跡に係る法令

史跡松下村塾及び幽囚旧宅に係る法令と規制内容は、表 2-5 のとおりである。

表 2-5 史跡に係る法令一覧表

法律・条例	位置づけ	規制内容	所管
文化財保護法	国指定史跡松下村塾 国指定史跡吉田松陰 幽囚ノ旧宅	<ul><li>現状変更行為を行う場合は、文化 庁長官の許可が必要</li></ul>	萩市歴史まち づくり部文化 財保護課
都市計画法	第1種低層住居専用地域	・ 建築物の用途が最も厳しく規制されている地域 ・ 住宅や共同住宅、寄宿舎、下宿の他に兼用住宅で非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のものは建築できる。・ 店舗、事務所、ホテル、旅館、遊戯施設、風俗施設、病院、工場等は建築できない。 ・ 建築物の形態規制制限 建ペい率50%、容積率80%、高さ10 m	萩市歴史まちづくり部都市計画課
萩市屋外広告 物等に関する 条例	第1種禁止地域	<ul> <li>一般広告物(自家用広告物以外) は表示不可</li> <li>歴史的風致と調和するものとし、 奇抜なものは表示しない。</li> <li>材質は、原則として木材、石材等 の自然素材又は銅板などの伝統材料</li> <li>屋上広告物は設置不可</li> <li>形態はいずれも四角形</li> <li>個別基準を満たす建植広告物、壁面広告物、突出広告物のうち2種類以下は、設置可能</li> </ul>	萩市歴史まちづくり部都市計画課

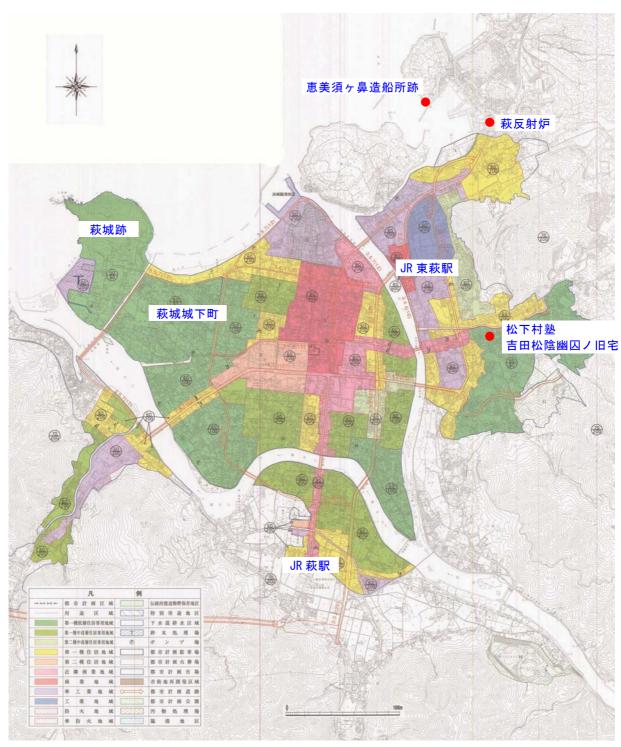
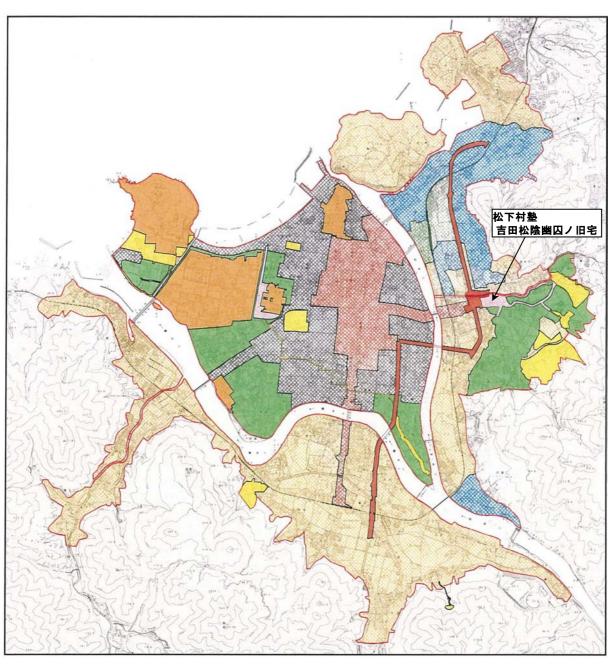


図 2-16 萩市 都市計画図



禁止地域
第1種禁止地域
第2種禁止地域
第3種禁止地域
第4種禁止地域
第5種禁止地域

	許	可	地	域
	第1種許可	地域		第6種許可地域
<b></b>	第2種許可	地域		第7種許可地域
*****	第3種許可	地域	※第7種	許可地域は都市計画区域外地
<b>******</b>	第4種許可	地域	1	
	第5種許可	地域	1	

図 2-17 屋外広告物等地域区分図(都市計画区域内) ( 史跡-第1種禁止地域、松陰神社-第4種禁止地域 )

## (2) 利用状況

#### ① 土地利用

史跡の位置する松陰神社周辺の土地利用は、全体として市街地化されている。神社南側の境界は民家と接しており、神社北側は月見川と県道萩篠生線に接し、椿東小学校が位置する文教地区となっている。松陰神社西側は大型バスや普通自動車の駐車場として利用されている。

また、神社周辺には松下村塾の創設者である玉木文之進や塾生であった伊藤博文の旧宅、吉田松陰誕生地及び墓ならびに墓所などの史跡が存在し、歴史資産の多い地区である。

史跡南東の丘陵地は果樹園や田畑といった農地的な土地利用がされている。松本川東岸から JR東萩駅周辺にかけては、工業地区と運輸流通供給処理施設が位置している。

#### ② 動 線

史跡の位置する松陰神社は、JR東萩駅から徒歩20分の距離にあり、神社西側を南北に走る県道萩川上線を利用してアクセスする。駐車場は、神社境内に59台分、神社入口前に大型バス13台分、その他に神社周辺に約50台分設置されている。神社入口は歩行者と車両動線が一体となっており、歩車分離はされていない。

史跡へ至る動線は、神社の参道から直接進入する形となっており、西から東へ松下村塾、 幽囚ノ旧宅の順に見学を行い、最後に境内東端の本殿を参拝する動線となっている。一時的 に団体での見学者が増えた場合、史跡建物の周囲に見学者が滞留し、動線が滞る状況が見ら れる。「明治初年松下村塾附近平面図」(明治 19 年 (1886)、図 2-9、図 2-15 の資料 1) では、 史跡の北側に道や門らしき建物が描かれており、本来は史跡の北側が塾へのアクセス動線だ ったと考えられる。

史跡や神社の管理動線は、主に史跡北側の参道を利用している。

#### ③ 管理状況

史跡の維持管理は宗教法人松陰神社によって管理されている。植栽管理は、松陰神社から 民間に委託して行っている。境内の駐車場と駐車場中央の参道は、平成20、21年(2008、2009) に整備されたものである。神社前の大型バス駐車場は萩市が建設し、萩市から萩公共サービ ス㈱に委託して管理を行っている。

吉田松陰歴史館は昭和54年(1979)に建てられ、神社の直営である。食堂や売店の建物は神社の所有で、テナントとして店舗が入居している。

夜間は、職員が常駐しており、巡回警備を実施している。

#### 4 利用状況

松陰神社の観光入込客数は、平成 25 年(2011) で 458,379 人(表 2-6) となっている。 1 月、5 月、11 月の観光入込客数が多い。

史跡内へは参道から自由に出入りすることができるが、建物周囲は木柵によって室内への 立入りが禁止されており、建物内部の見学は外からのみとなっている。

表 2-6 松陰神社観光入込客数

(単位:人)

年	月	1月	2月	3月	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	合計
平成	月計	43, 670	24, 571	38, 179	43, 924	57, 348	36, 275	29, 686	45, 918	45, 133	63, 071	76, 743	34, 451	538, 969
18 年	累計	43, 670	68, 241	106, 420	150, 344	207, 692	243, 967	273, 653	319, 571	364, 704	427, 775	504, 518	538, 969	
平成	月計	49, 050	32, 871	48, 959	46, 315	62, 966	41, 159	33, 592	48, 407	48, 449	61, 751	76, 487	41, 031	591, 037
19 年	累計	49, 050	81, 921	130, 880	177, 195	240, 161	281, 320	314, 912	363, 319	411, 768	473, 519	550, 006	591,037	
平成	月計	60, 113	26, 552	43, 410	42, 241	56, 774	38, 218	32, 436	50, 604	44, 694	53, 221	72, 030	30, 469	550, 762
20 年	累計	60, 113	86, 665	130, 075	172, 316	229, 090	267, 308	299, 744	350, 348	395, 042	448, 263	520, 293	550, 762	
平成	月計	53, 314	27, 822	45, 016	39, 126	60, 281	31, 982	30, 230	46, 623	49, 492	55, 159	71, 465	32, 311	542, 821
21 年	累計	53, 314	81, 136	126, 152	165, 278	225, 559	257, 541	287, 771	334, 394	383, 886	439, 045	510, 510	542, 821	
平成	月計	53, 897	30, 702	45, 831	42, 880	63, 479	38, 886	37, 490	55, 440	51, 025	59, 866	73, 568	35, 268	588, 332
22 年	累計	53, 897	84, 599	130, 430	173, 310	236, 789	275, 675	313, 165	368, 605	419, 630	479, 496	553, 064	588, 332	
平成	月計	44, 304	28, 959	42, 173	35, 724	56, 910	40, 835	39, 015	54, 274	50, 475	53, 087	63, 731	28, 705	538, 192
23 年	累計	44, 304	73, 263	115, 436	151, 160	208, 070	248, 905	287, 920	342, 194	392, 669	445, 756	509, 487	538, 192	
平成	月計	46, 117	24, 102	40, 010	43, 542	53, 668	33, 717	32, 514	44, 785	41, 171	50, 476	62, 867	30, 049	503, 018
24 年	累計	46, 117	70, 219	110, 229	153, 771	207, 439	241, 156	273, 670	318, 455	359, 626	410, 102	472, 969	503, 018	
平成	月計	49, 059	27, 417	41, 300	38, 882	52, 882	32, 169	26, 242	37, 616	35, 129	42, 572	46, 441	28, 670	458, 379
25 年	累計	49, 059	76, 476	117, 776	156, 658	209, 540	241, 709	267, 951	305, 567	340, 696	383, 268	429, 709	458, 379	
	前年 同月比	106.4%	113. 8%	103. 2%	89. 3%	98. 5%	95. 4%	80. 7%	84. 0%	85. 3%	84. 3%	73. 9%	95. 4%	91.1%
		累計比	108.9%	106.8%	101.9%	101.0%	100. 2%	97.9%	96.0%	94. 7%	93.5%	90. 9%	91.1%	

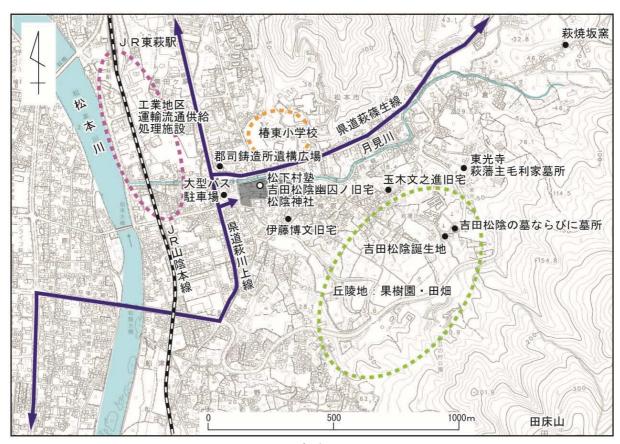


図 2-18 史跡周辺利用図

## (3)景 観

#### <松陰神社の外からの景観>

史跡の周辺では、神社北側の月見川沿いのサクラ並木が良好な歩道景観をつくりだしている。神社北西の松下橋や県道萩篠生線からは、サクラ並木やクロマツの良好な植生景観や、それらが遠景の山並みと重なる眺望景観が得られると同時に、史跡周辺のクロマツの大木がランドマークとなっている。神社の南東側からは、本殿背景林のボリュームある緑が景観ポイントとなっている。

#### <史跡、境内の景観>

神社本殿から史跡を見ると、史跡とクロマツの大木が一体となった景観が見られる。反対に、参道から本殿の方向を見ると、本殿と背景林が重なった景観が見られる。史跡周辺では、部分的に樹木の植栽密度が高い部分があり、見通しが効きにくい箇所が見られる。

「明治初年松下村塾附近平面図」(明治 19 年 (1886))では背の低いマツが多く描かれ、幽 囚ノ旧宅北西に針葉樹の大木が特徴的に描かれている。現在も、この位置にヒマラヤスギが 残されており、往時の景観を伝える重要な要素と考えられる。また、絵図にも描かれている ように史跡を囲む生垣景観は、往時の宅地境界や宅地規模を伝えるものとして重要な要素で ある。

境内駐車場付近は、石鳥居やクスノキの大木によって風格ある景観がつくりだされている。



写真 2-16 神社のマツと遠景の山並み



写真 2-17 月見川沿いのサクラ並木景観



写真 2-18 県道萩篠生線から神社を見る



写真 2-19 神社南東から本殿の背景林を 見る



写真 2-20 神社入口のクロマツ景観



写真 2-22 参道から本殿方向を見る



写真 2-21 史跡周辺のクロマツ景観



写真 2-23 参道から史跡方向を見る

# 6. 保存・整備の経過

# (1)保存整備の経過

松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅は、古くは明治20年代から部分的な修理が行われてきた。 大正11年(1922)には史跡指定され、翌大正12年(1923)には、杉相次郎から松陰神社に寄贈された。

その後、軸部の腐朽や虫害による破損及び屋根の雨漏り等が見られるようになったため、現在に至るまで保存を目的とした修理が実施されている。表 $2-7\sim2-8$ 、写真2-24に修理、保存整備の経過を示した。

表2-7 松下村塾の修理・保存整備の経過

年	内 容	詳細
安政 4 年(1857)	増築工事	・炊事場(土間 1 坪),塾生荷物置き場 (3 畳),塾生控室(4 畳半)
明治 23 年(1890)頃	部分修理	
大正 11 年(1922)	<史跡指定>	
大正 13 年(1924)	保存施設	・標識、境界標、注意札、漆喰壁等
昭和 13 年(1938)	保存修理	・漆喰壁等
昭和 26 年(1951)	保存修理 防災施設設置	<ul><li>・屋根等</li><li>・スプリンクラー設置</li></ul>
昭和 27 年(1952)	災害復旧修理	
昭和 29 年(1954)	<参道新設>	
昭和 31 年(1956)	災害復旧修理	
昭和 33 年(1958)	改築工事 保存修理	<ul><li>・便所撤去</li><li>・壁塗り替え</li><li>・屋根補修</li><li>・白蟻防虫処理</li></ul>
昭和 35 年(1960)	防災施設設置	・貯水槽設置
昭和 45 年(1970)	防災施設設置	・自動火災報知器
昭和 58 年(1983)~ 昭和 60 年(1985)	保存修理 (国、県、市補助)	・屋根瓦全面葺き替え ・軸部補修 ・内外部壁の塗り替え ・建具補修 ・畳表替え

#### 【参考文献】

財団法人文化財建造物保存技術協会編 『史跡吉田松陰幽囚の旧宅保存修理工事報告書』 史跡吉田松陰 幽囚の旧宅保存修理委員会 1986 年

表2-8 吉田松陰幽囚ノ旧宅の修理・保存整備の経過

年	内容	詳細
明治 18 年(1885)	<杉民治、瀬能敏介より 建物を買い取る>	
明治 42 年(1909)	改築工事 部分修理	・茶室増築 ・米搗台移築
大正 11 年(1922)	<史跡指定>	
大正 12 年(1923)	<杉相次郎により 松陰神社に寄贈>	
大正 13 年(1924)	保存施設設置	・標識、境界標、注意札、漆喰壁等
昭和 13 年(1938)	保存修理	・漆喰壁等
昭和 29 年(1954)	<参道新設> 部分修理(国、市補助)	・玄関廻りの改造・側廻りの壁・屋根
昭和 33 年(1958)	保存修理	・白蟻防虫処理
昭和 35 年(1960)	防災施設設置	・貯水槽設置
昭和 45 年(1970)	防災施設設置	・自動火災報知器設置
昭和 60 年(1985)	保存修理 (国、県、市補助) 防災施設設置	・柱の腐朽箇所の取替え ・軒廻り、野地の腐朽箇所の補修 ・脚部の根継ぎ ・屋根瓦、杉皮葺の全面葺き替え ・壁、玄関左官工事 ・建具補修 ・畳の新補、表替え ・土壌処理(ギノン乳剤20) ・自動火災警報設備

# 【参考文献】

財団法人文化財建造物保存技術協会編 『史跡吉田松陰幽囚の旧宅保存修理工事報告書』 史跡吉田松 陰幽囚の旧宅保存修理委員会 1986 年



式台玄関の南柱根継状態



大引、根太の補修、キシラモン塗布



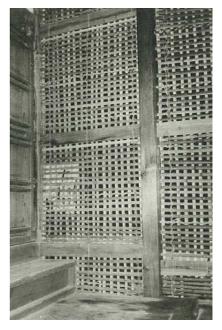
栈瓦葺施工状態(東面)



栈瓦葺施工状態(南西面)



北庇の軒補修状態



式台玄関の柱取替、壁小舞下地

写真 2-24 昭和 60 年 (1985) 度 吉田松陰幽囚ノ旧宅保存修理状況写真

# (2) 史跡の現状

## ① 建築的特徴

#### (ア) 松下村塾

かつては裏側に杉氏宅に通じる小路があり、前面は田畑になっていたと思われる。 増築といわれる西側部分の3畳と4畳半の天井は根太天井になっており、屋根裏として利用されていたことがわかる。3畳間に吊り階段があったが、現在では吹き抜けになっている。 ここは松陰の私室的な使われ方をした。

#### (イ) 吉田松陰幽囚ノ旧宅

全体として複雑な屋根の架け方で、規模の大きい、中級武家屋敷の特徴的な外観を呈している。

幽囚ノ旧宅の間取りについては、城戸久博士の「城と民家」に詳しく延べられている。

#### (以下引用)

7 畳の北は一面の縁側に接しているが、縁の方は半間より狭くて濡縁風につくられ、雨戸は縁の内側につけられている。そして床脇壁の外側、戸箱の前、半間だけは別に竹縁を深さ半間一杯に作っている。縁側として普通のものよりはくだけているわけで、それだけ風趣に富んでおり、興味多く感じられるのである。萩市に今も遺存している木戸孝允旧宅、伊藤博文旧宅、高杉晋作旧宅を調べてみると、それらの縁側はすべてこれと同じ手法になっているから、このような縁側の手法は、この家だけに行われた特有のものではなくて、長門のこの地方では普通に行われた郷土色であることがわかる。

土間の南に続くところは、正面から見て切妻の別屋根の架かっている部分で、納屋と仕事場にあたる土間である。仕事場は両側にさらに庇屋根を葺き下ろしているので、雨天の場合にも支障のないようになっている。この仕事場の様子からうかがうと、杉家では農業も相当にやっていたことが推察される。

#### 【参考文献】

『萩歴史的環境とその保存策に関する調査研究』萩市教育委員会 1994年または1995年

## ② 防災・防犯設備の現状

松下村塾の防火設備の設置は、昭和 26 年(1951)にスプリンクラーの設置、昭和 45 年(1970) に自動火災報知機が設置され、防火対策が講じられてきた。幽囚ノ旧宅の防火設備の設置は、昭和 45 年(1970) に自動火災報知機の設置、昭和 60 年(1985) に自動火災警報設備が設置されている。

史跡建物の防犯の対象事項としては、建物本体へのき損、放火、展示物・備品類の盗難が 挙げられる。現在、木柵により、松下村塾及び幽囚ノ旧宅建物室内への立入りを制限しなが ら、定期的な巡視により防犯対策を行っている。

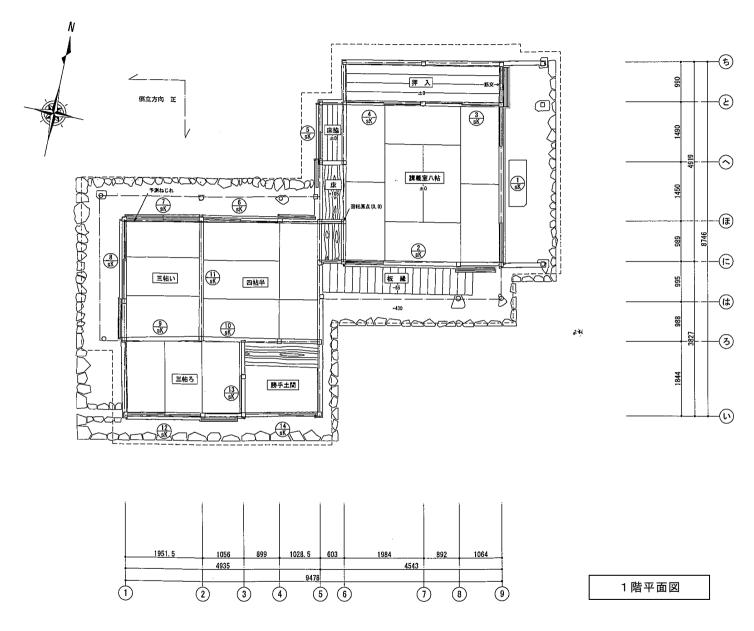


図 2-19 松下村塾平面図 S=1/100 (平成 24 年 (2012) 松陰神社 松下村塾実測調査図)

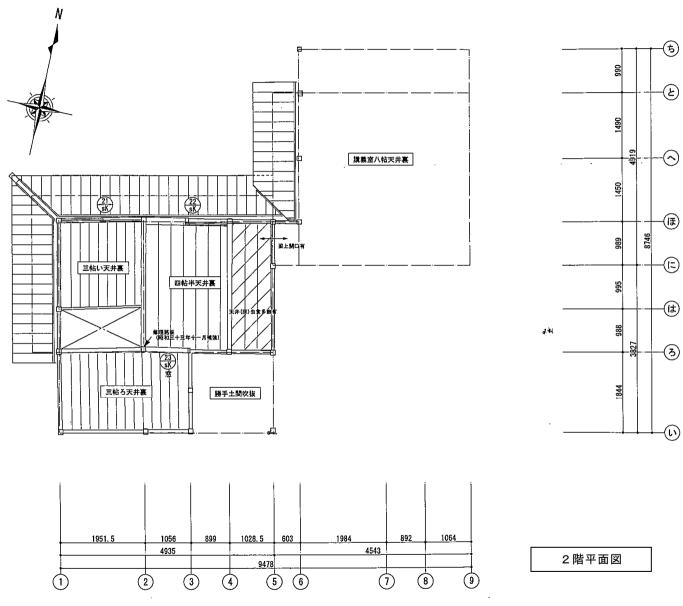


図 2-20 松下村塾平面図 S=1/100 (平成 24 年 (2012) 松陰神社 松下村塾実測調査図)

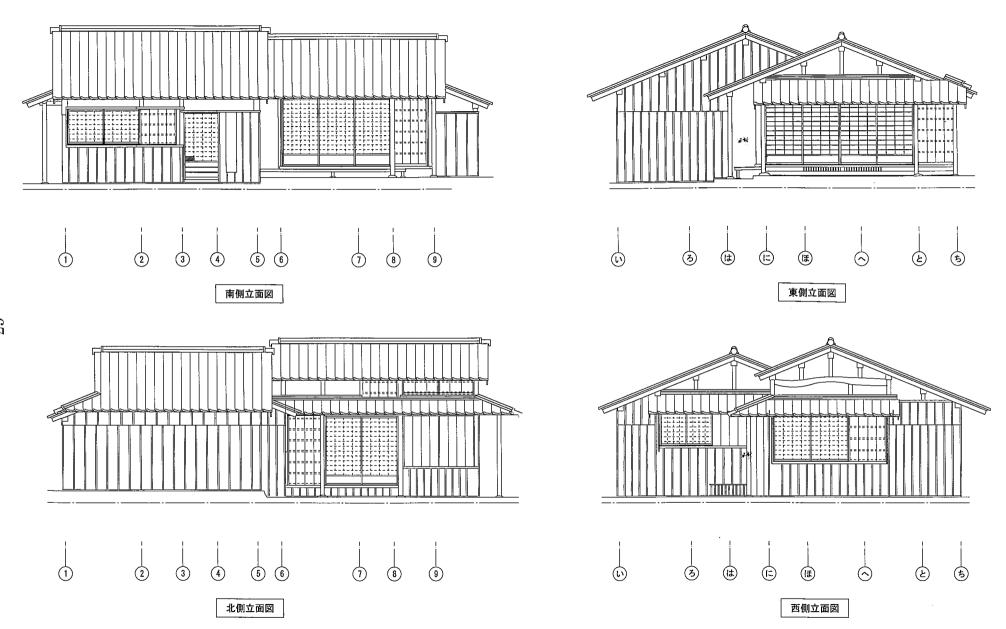


図 2-21 松下村塾立面図 S=1/100 (平成 24 年 (2012) 松陰神社 松下村塾実測調査図)

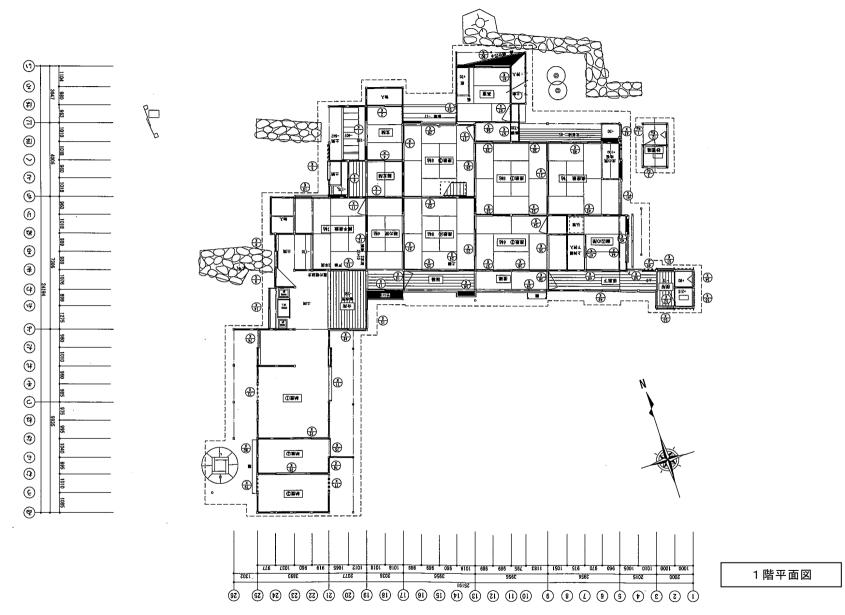
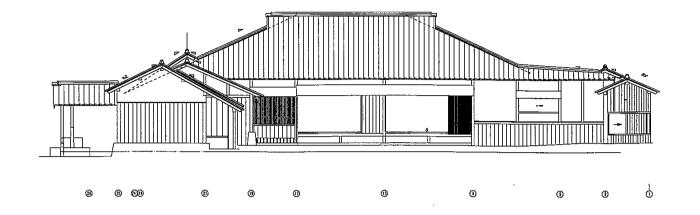
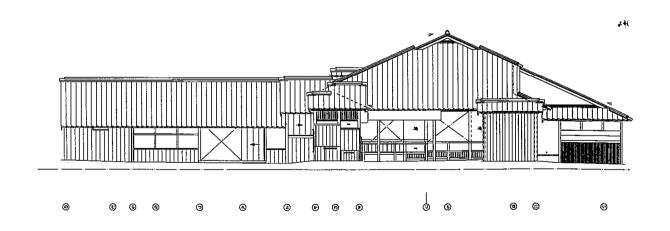


図 2-22 吉田松陰幽囚ノ旧宅平面図 S=1/100 (平成 24 年 (2012) 松陰神社 杉家旧宅実測調査図)



北立面図

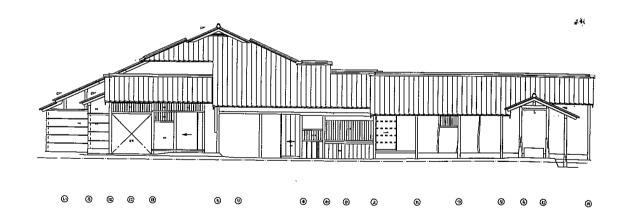


西立面図

図 2-23 吉田松陰幽囚ノ旧宅立面図 S=1/100 (平成 24 年 (2012) 松陰神社 杉家旧宅実測調査図)



北立面図



西立面図

図 2-24 吉田松陰幽囚ノ旧宅立面図 S=1/100 (平成 24年 (2012) 松陰神社 杉家旧宅実測調査図)

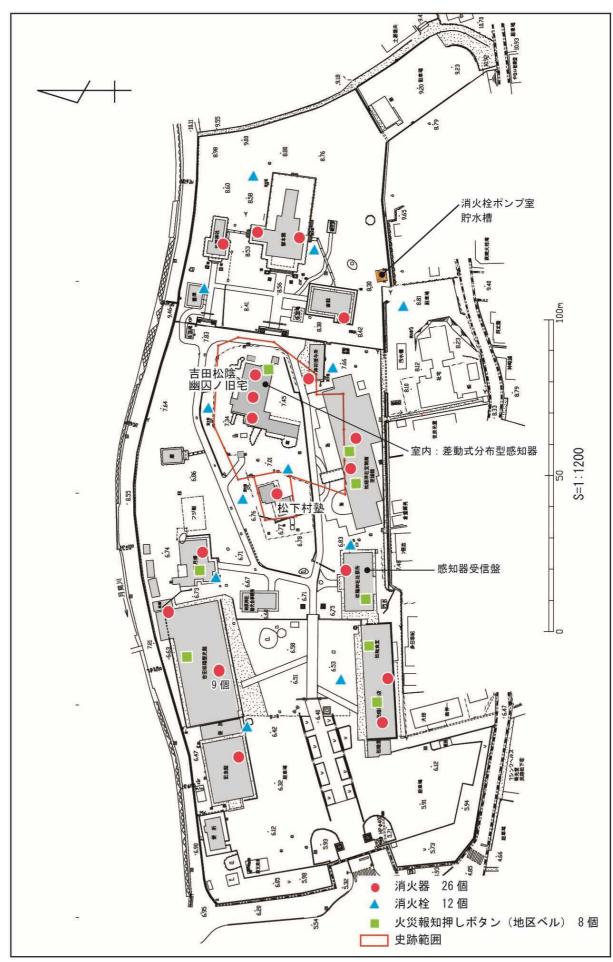


図 2-25 現状防災設備位置図

## 第3章 保存管理

#### 1. 史跡の本質的価値

### ① 日本の近代化に人材育成の面から貢献した私塾

松下村塾は、開設されていたわずか 2 年 10 ヶ月程の間に、高杉晋作、久坂玄瑞、伊藤博文をはじめとする明治維新の立役者のほか、渡辺蒿蔵のように造船産業の近代化を担った人物を輩出し、彼らは日本を近代化へと導いた。吉田松陰は欧米列強の脅威から日本を守るため、海防の強化に必要な知識や技術を習得することを切望した兵学者でもあった。松陰が果たせなかった欧米留学や工学教育の構想は、松下村塾生の伊藤博文を含む「長州ファイブ」により実現された。彼らは、産業革命をとげたイギリスの実態を学び、明治政府に工部省を開設し、海防強化だけでなく、草創期の明治政府における急進的な殖産興業・富国強兵政策の推進を担った。工部省の長官である工部卿は、大半を萩(長州)藩の出身者が占めている。

このように、松下村塾は、日本が近代化をなしとげていく過程で、重要な役割を担う人材を教育し、人材育成の面から産業の近代化を支えた場所である。

#### ② 日本の教育史上貴重な歴史遺産

日本における学校教育制度成立以前には、各地域で士分を対象とした藩校、庶民等を対象とした私塾、寺子屋などが開設されており、世界的にも高い教育水準を支えた。吉田松陰が主宰し、学問を志すものは身分年齢を問わず入塾を許可した松下村塾と、その教育の先駆けとなった場所である吉田松陰幽囚ノ旧宅が往時の姿で保存されており、萩(長州)藩の藩校である明倫館や江戸時代の代表的な私塾である「蔵堂園」(大分県日田市)、「鈴屋」(三重県松阪市)、「適塾」(大阪市)等と共に教育史上貴重な歴史遺産である。

#### ③ 吉田松陰の遺品、遺墨と共に保存されてきた史跡

吉田松陰没後、松下村塾は明治 25 年 (1892) 頃まで継承されたのち、塾生や家族により遺品・遺墨と共に保存が図られてきた。明治 40 年 (1907) には県社「松陰神社」となり、境内も拡張され、本殿などが整備された。平成 21 年 (2009) には、松下村塾に隣接して宝物殿「至誠館」が開館し、松陰の遺品・遺墨を展示保存し、松陰や塾生の功績への理解を深める場として活用されている。さらに、平成 24 年 (2012) 12 月には、神社宝物のうち 311 点が、山口県指定有形文化財「吉田松陰関係資料(松陰神社伝来)」に指定された。このように史跡は、松陰神社の整備や、吉田松陰が遺した遺品や遺墨と共に保存されてきた遺跡である。

## ④ 周辺環境と共に保存されてきた地域資産

史跡や松陰神社境内地ではクロマツの大木を中心としたボリュームのある樹木景観が 象徴的なものとなっている。この景観は椎原地区の自然や歴史的景観を構成する代表的な 要素ともいえる。

また、神社周辺には吉田松陰誕生地をはじめ、松陰の師であり松下村塾の創設者玉木文 之進旧宅や伊藤博文など塾生達の旧宅が現存する。境内沿いの月見川を遡れば、豊かな自 然環境と共に、毛利家菩提寺として開基された東光寺や萩焼創始者窯元などの地域の歴史 や伝統技術が息づいている。このように本史跡は吉田松陰や家族、明治維新を先導した塾 生達が生きた旧松本村の歴史的環境と共に保存されてきた地域の歴史資産である。

## ⑤ 松下村塾、吉田松陰幽囚ノ旧宅の建築としての価値

松下村塾や吉田松陰幽囚ノ旧宅は杉家という下級武士の建物でありながら、移築や取り壊されることなく原位置のまま保存が図られてきた点で貴重である。

旧松本村(椿東地区)は半農半士的な性格をもっていた地区であり、旧宅における農作業的な土間の配置や土塀ではなく生垣で屋敷地を囲んだ様子などにそれが窺え、往時の宅地規模や村の環境を伝えている。また、旧宅は比較的規模が大きく、萩(長州)藩武家屋敷の特徴的な外観を示している。

## 2. 史跡を構成する要素

## (1) 史跡の本質的価値を示す構成要素の特定

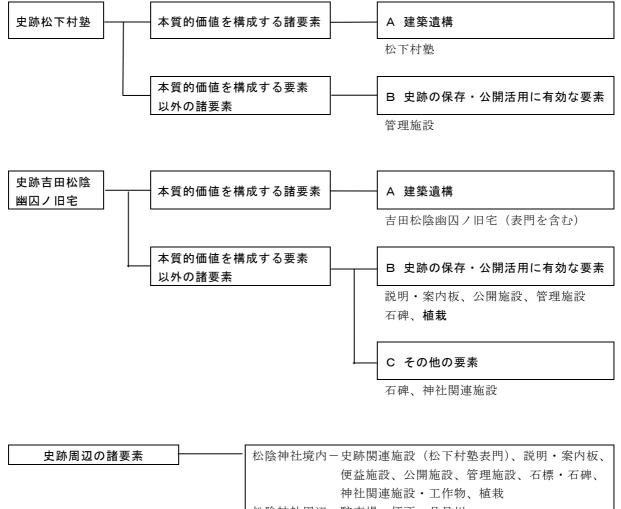
史跡は表 3-1 に示すとおり、①吉田松陰による松下村塾開塾以前(~安政 3 年 (1856))、②吉田松陰による松下村塾時代(安政 3 年 (1856)~安政 5 年 (1858))、③吉田松陰による指導終了以降(安政 6 年 (1859)~)の、おおむね 3 つの時代に区分することができる。このうち、顕著に史跡の本質的価値を示すものは、②吉田松陰による松下村塾の開塾時代(安政 3 年 (1856)~安政 5 年 (1858))の構成要素である。

表 3-1 構成要素の時代区分表

時代区分	期間	概 要
① 吉田松陰による松下村塾	~安政3年(1856)	吉田松陰が幽囚室で講義を開始す
開塾以前		るまで。
		(それまでに、吉田松陰の叔父であ
		る玉木文之進が自宅で松下村塾を
		創始していた。)
② 吉田松陰による松下村塾	安政3年(1856)	吉田松陰が幽囚室で講義を開始し、
の開塾時代	~安政5年(1858)	野山獄に投じられるまで
③ 吉田松陰による指導終了	安政6年(1859)~	塾の再興、閉鎖、松陰神社の創始を
以降		経た現在まで

## (2) 各構成要素の概要

史跡松下村塾と史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の本質的価値を踏まえて、史跡を構成する要素を図 3-1 のように整理し、表  $3-2\sim3-6$ 、図  $3-2\sim3-3$ 、写真  $3-1\sim3-5$  にその概要をまとめた。



便益施設、公開施設、管理施設、石標・石碑、神社関連施設・工作物、植栽
松陰神社周辺一駐車場、便所、月見川
国指定史跡一萩反射炉
伊藤博文旧宅、萩藩主毛利家墓所(東光寺)
大板山たたら製鉄遺跡、恵美須ヶ鼻造船所跡
萩市指定史跡-玉木文之進旧宅、吉田松陰誕生地
吉田松陰の墓ならびに墓所
伊藤博文旧宅地附伊藤博文別邸
周知の埋蔵文化財包蔵地一郡司鋳造所遺構広場(郡司鋳造所跡)
その他の遺跡-姥倉運河

図 3-1 史跡を構成する要素

## 【 史跡松下村塾 】

## 表 3-2 史跡松下村塾の本質的価値を構成する諸要素の概要

区分	名	称	概要	番号
A 建築遺構	松下村塾		安政 4 年 (1857) に、幽囚室を出た松陰が杉家の隣の宅地の小舎を改修して 8 畳 1 室の塾舎とした建物である。西側の 10 畳半の 1 室は、安政 5 年 (1858) の増築によるものである。建物の形式は、木造平家建、切妻造、桟瓦葺である。	1

# 表 3-3 史跡松下村塾の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要

区分	種別	名 称	概  要	番号
B 史跡の保 に有効	管	史跡境界石柱	史跡境界を示す花崗岩製の石柱である。本来は高さ約90cmの石柱だが、現状で、大部分が地中に埋没しており、柱上部約20cmのみが地上に露出している。「史蹟境界内務省」と刻まれている。	2
な存	な存 施	木 柵	松下村塾の周囲に設置されている、室内への立入りを禁止する 高さ約80cmの柵である。	3
要素開活		排水施設	松下村塾の西側に、南北方向に側溝と排水桝が設置されている。	4
活用		消火栓	史跡周辺を含め、松下村塾の北東と南東に各 1 基ずつ設置されている。	5

## 【 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅 】

# 表 3-4 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の本質的価値を構成する諸要素の概要

区分	名 称	概要	番号
A 建築遺構	吉田松陰幽囚ノ旧宅 (表門を含む)	幽囚室は東面の4畳半室であるが、部屋の西面に杉家の仏壇、神祭霊位吉田家祖霊を祭ってあるため、実際には3畳半の部屋である。松陰の生家である杉家宅地内の建物で、安政2年(1855)に野山獄から出た松陰が幽囚室で謹慎し、安政3年(1856)には松陰が講義を開始した場所である。安政4年(1857)には幽囚室を出て松下村塾に移った。 建物の形式は、木造平家建、入母屋造、桟瓦葺。茶室、便所、井戸、庭園施設(灯籠、飛石、石敷き、手水鉢)が附属している。	6
		表門は幽囚ノ旧宅の西北に位置しており、『明治初年松下村塾附 近平面図』の中でも現在の位置に描かれている。棟門形式、桟瓦 葺である。	7

表 3-5 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要

表 3-5 区分	Z 557 C	名称	€の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の概要 概 要	番号
B 史跡の保存・公開活用に有効な要素	説明	説明板一1	「国指定史跡 吉田松陰幽囚ノ旧宅」の説明板で、幽囚ノ旧宅北西の式台玄関の前に設置されている。設置者は萩市教育委員会で、所在地、指定年月日、概要説明を掲載している。 木製で切妻銅板葺き屋根と柵が附属している。	8
	案内板	説明板-2	「国指定史跡 吉田松陰幽囚ノ旧宅」の説明板で、幽囚室の 東側に設置されている。設置者は萩市教育委員会で、所在地、 指定年月日、概要説明を掲載している。スチール製、可動式 である。	9
	公開施設	松陰神社宝物殿「至誠館」	安政 6 年(1859)、吉田松陰が安政の大獄により江戸で刑死・ 殉節してから 150 年となる平成 21 年(2009)に、松陰が遺した 著述・物品の永久保存を目的に建設された。 宝物殿は無料ゾーンと有料展示室に分かれ、無料ゾーンでは 松陰の生涯や萩市内のゆかりの地を紹介している。有料展示 室では、松陰神社に伝わる松陰の遺墨・遺品類を展示してい る。開館時間は午前 9 時~午後 5 時、年中無休で、入館料は 一般 500 円、中学・高校生 250 円、小学生 100 円である。建 物はRC造、平屋建、瓦・スレート葺きで、前池、アプロー チが附属している。 なお、平成 24 年(2012) 12 月 7 日に神社宝物のうち 311 点が、 山口県指定有形文化財「吉田松陰関係資料(松陰神社伝来)」 に指定された。	10
	管理施	史跡境界石柱	史跡境界を示す花崗岩製の石柱である。本来は高さ約90cmの石柱だが、現状で、大部分が地中に埋没しており、柱上部約20cmのみが地上に露出している。「史蹟境界内務省」と刻まれている。	11
効な悪		木 柵	幽囚ノ旧宅の周囲に設置されている、室内への立入りを禁止 する高さ約80cmの柵である。	12
素	設	参道	昭和 29 年 (1954)、幽囚ノ旧宅の南側に設置された本殿に続く 石張りの参道である。	13
		排水施設	幽囚ノ旧宅の南側の参道沿いに側溝が設置されている。	14
		消火栓	史跡の北側境界沿いに1基設置されている。	15
	石碑	照 明 史跡吉田松陰 幽囚ノ旧宅石標	幽囚ノ旧宅の東側の参道沿いに1基設置されている。 大正14年(1925)3月に、幽囚ノ旧宅の式台玄関の前に設置された花崗岩製の石標である。 (碑文) 史蹟吉田松陰幽囚舊宅 大正十一年十一月内務大臣指定 大正十四年三月建設	16
		松陰先生實家 杉家舊宅 石碑	吉田松陰幽囚ノ旧宅表門の前に設置されている。 (碑文) 松陰先生實家 杉家舊宅	18
	植栽	クロマツ 生 垣	幽囚ノ旧宅西側に樹高 10 m を越えるクロマツが 3 本生育している。また、『明治初年松下村塾附近平面図』に描かれているように、史跡境界に沿って、高さ約 1.4 m、幅約 0.6 m のイスノキの生垣が植栽されている。	19

区分		名 称	概要	番号
C その他	石碑	皇太子殿下行啓之所石碑	大正 15 年(1925)の皇太子(昭和天皇)の行啓を記念して建てられた花崗岩製の石碑である。 (碑文)大正十五年五月三十日 皇太子殿下行啓之所	20
他の要素	神社設理	神符授与所	各種のお札、お守りを授与している。また、吉田松陰や松陰神社に関する書籍や、松陰が遺した遺墨の複製を頒布し、神社パンフレットも1枚50円で販売している。建物は、木造平屋建、切妻造、銅板葺き、下屋付きである。	21

# 表 3-6 史跡周辺の諸要素の概要

種別	名 称	概  要	番号
史 施 関 連	松下村塾 表門	棟門、板葺き	22
	説明板-1	「国指定史跡 松下村塾」の説明板。所在地、指定年月日、概要 説明を掲載。設置:萩市教育委員会 切妻屋根付き、銅板葺き、柵付き	23
	説明板-2	「国指定史跡 松下村塾」の説明板。所在地、指定年月日、概要 説明を掲載。設置:萩市教育委員会 スチール製、可動式	24
説	説明板-3	「親思ふこころにまさる親ごころけふの音づれ何ときくらん」解 説板。木製、切妻屋根付、杉皮葺	25
明	説明板-4	「親思ふこころにまさる親ごころけふの音づれ何ときくらん」解 説板。スチール製、可動式。設置:萩市	26
案内	説明板-5	井上剣花坊句碑説明板。木製とプラスチック製	27
施	説明板-6	松門神社説明板。木製、切妻屋根付き、杉皮葺	28
設	説明板-7	松陰神社御由緒 木製、切妻屋根付き、銅板葺き、石基壇、柵付き	29
	案内板-1	松陰神社境内図 木製、切妻屋根付き、銅板葺き	30
	案内板-2	萩観光案内図	31
	案内板-3	コールテン鋼製、本殿前に設置	32
	QRコード案内板	スチール製、可動式。松下村塾南西角に設置 設置:(社) 萩青年会議所	33
	ベンチ	コンクリート製	34
俥	便所-1	歴史館西側、RC造、男子:小5、和2、女子:和5	35
便益施設	便所-2	記念館西側、RC造、男子:小5、和1、女子:洋1、和4、身障 者用あり	36
設	便所一3	大型バス駐車場北側、男子:小5、洋1、和1 女子:洋2、和3、身障者用2室	37
	境内内駐車場	身障者用あり、59 台 平成 20、21 年に参道と合わせて整備した。	38
公開	大型バス駐車場	13 台	39
施設	周辺駐車場	松下橋西側駐車場:18台 道路向かい側駐車場:32台、身障者2台	40
	バス・タクシー乗り場	周辺駐車場に隣接して設置されている。	41

種別	名 称	概  要	番号
	生垣	イスノキ生垣、H1.4m、W0.6m	42
<del>**</del>	参道	昭和29年(1954)に史跡南北に本殿に至る参道が設置された。 駐車場側の参道は、平成20、21年(2008、2009)に駐車場と合わ せて整備された。	43
管 理 施 設	排水施設	側溝、排水桝	44
	消火栓・ポンプ室	松陰神社境内に 12 基設置されている。境内南東部にはポンプ室 と貯水槽が設置されている。	45
	照明	神社入口の常夜灯のほか、神社各所に設置されている。	46
	防火用水	境内内駐車場に設置されている。	47
	境内周囲塀	土塀、コンクリートブロック塀	48
	史跡松下村塾 石標	(碑文) 史蹟松下村塾 大正十一年十一月内務大臣指定 大正十四年三月建設	49
	「親思ふ・・・」石碑	「親思ふこころにまさる親ごころけふの音づれ何ときくらん」 松陰が安政6年(1859)10月20日付けで家族に宛てた遺書の中で 詠われた有名な和歌が彫られている。碑文は松陰の自筆を模写拡 大したもの。昭和37年(1962)、萩国際ライオンズクラブの承認 を記念して奉納、建立された。	50
	井上剣花坊句碑	石碑。「偉大なる存在なりし松下塾」	51
	天皇陛下、皇后陛下 行啓記念碑	(碑文) 平成六年十一月十九日 天皇陛下 皇后陛下 行啓	52
	皇太子殿下、皇太子 妃殿下 行啓記念碑	松下村塾御視察 (碑文) 平成五年七月二十七日 皇太子殿下 皇太子妃殿下 行啓 松下村塾御視察	53
石	孝行竹	蓬莱竹、インドシナ原産 この竹は横走地下茎が発達せず、横にはびこらず、親竹の周りに のみ竹の子が育つため、親を守る竹という意味で孝行竹という。 松陰は親孝行であり、竹を愛した記録もあるので、記念として寄 贈された。	54
標・石碑	明治九年萩の変石碑	(碑文) 明治九年萩の変七烈士殉難之地昭和五十一年歳次丙辰十月 前原一誠萩の変百年祭顕彰會建立松下村塾出身で、明治新政府で参議に任ぜられていた前原一誠が起こした萩の変より130年を記念して、平成18年(2006)12月3日、萩の変130年祭に併せて移設された。元々、この石碑は、明治9年(1876)、萩の変で殉難した、前原一誠をはじめとする七烈士の遺徳を顕彰するために、萩の変より100年にあたる昭和51年(1976)年に建立され、七烈士が処刑された萩市恵美須町にあったが、諸般の事情によりこの地に再建された。	55
	明治維新胎動之地 石碑	昭和 43 年(1968)、明治維新 100 年を記念して建立された。揮毫 は故佐藤栄作元首相	56
	縣社石碑	食堂前に設置されている。	57
	厚東常吉翁之像	銅像、碑文 岸信介書、周囲コンクリートブロック塀	58
	薩長土連合密議之處 石碑	(碑文) 薩州 田上藤七 長州 久坂玄瑞 土州 坂本龍馬 薩長土連合密議之處 岸信介書 文久二年一月 鈴木勘蔵宿之跡 土佐藩の坂本龍馬、薩摩藩の田上藤七、萩(長州)藩の久坂玄瑞が、文久 2 年 (1862)、このあたりにあった鈴木勘蔵の宿屋にて一堂に会し、国事を語り合ったであろうことを記念して、明治百年記念の昭和 43 年 (1968) に建立された。揮毫は故岸信介元首相。	59
	大絵馬	性。 松陰神社社務所西側に設置されている。	60
		The second secon	

種別	名 称	概要	番号
	松陰神社本殿	木造、入母屋造、銅板葺き 木鳥居・石灯籠・狛犬・玉垣附属	61
		明治 40 年(1907)創建。現本殿は昭和 30 年(1955)に竣工 木造、入母屋造、唐破風附属	
	松門神社	後部蔵: 寄棟造、瓦葺き 石鳥居・石灯籠・狛犬・玉垣附属 現本殿の竣工に伴い、それまでの松陰神社社殿を移築し、松陰の	62
	<b></b>	塾生・門下生を御祭神として昭和31年(1956)に創建された。 一間社流造、銅板葺き、石灯籠附属 松陰の分霊が祀られ、安政4年(1857)の松下村塾の開設日にちなみ、毎年11月5日に勧学堂祭が斎行される。この堂は元々品川神社といわれ、萩市椿東の松本川傍の品川弥二郎生誕地にあり、品川弥二郎命が祀られていた。後にこれを松陰神社境内に移し、品川弥二郎命を松門神社に合祀し、勧学堂と命名された。	63
	斎 館	木造平屋建、入母屋造	64
	書 庫	RC造	65
	手洗場	斎館横:方一間吹き放し、銅板葺き	66
	庫	木造、切妻、瓦葺き、下見板張り、基礎立上り部笠山石	67
	社務所	木造平屋建、切妻造、瓦葺き	68
神社関連施設・エ	花月楼	7 代藩主毛利重就が、江戸千家の元祖川上不白の献上した花月楼の設計図に基づいて、安永 5 年 (1776) に防府の三田尻の別邸内に建築したものである。明治 21 年 (1888)、松下村塾出身の品川弥二郎が自邸内に保存していたものを、昭和 34 年 (1959)、神社境内に移築した。江戸時代中期に考案された花月式の茶会を催すことのできる茶室である。山口県指定有形文化財に指定	69
工作物	阿萩神社総代会 事務所	木造、切妻、瓦葺き。内部に松陰像を置く。書道教室等に利用している。	70
	吉田松陰歴史館	神社直営で、昭和 54 年 (1979) に建てられた。松陰の生涯を、70 体以上のろう人形で再現した展示施設。内部は 20 の場面に別れている。 入館料:大人 500 円 中高生 250 円 小学生 100 円。	71
	記念館	木造平屋建、切妻造、瓦葺き、西側車寄せ附属	72
	松陰食堂 松陰神社売店 松陰堂	2 階建で、食堂、売店がテナントとして入居している。	73
	拝観者数(観光客) 調査所	萩市設置、大型バス料金所を兼ねる	74
	電話ボックス	松陰食堂前に設置されている	75
	石灯籠-1	松下村塾西側に設置されている。 (碑文) 明治 41 年 11 月 従四位瀧野直俊	76
	石灯籠-2	神社入口	77
	石灯籠-3	斎館東側	78
	石鳥居	額:松陰神社、昭和34年百年祭記念 宇部興産	79
	石 柱	石鳥居前 (碑文)松陰神社 御大典記念 平成二年十一月吉日	80
環 自 境 然	月見川	神社北側を東から西へ流れ、松本川に注ぐ。	81
境 然	境内植栽	クロマツ、サクラ、クスノキ等	_

図 3-2 史跡内の構成要素位置図

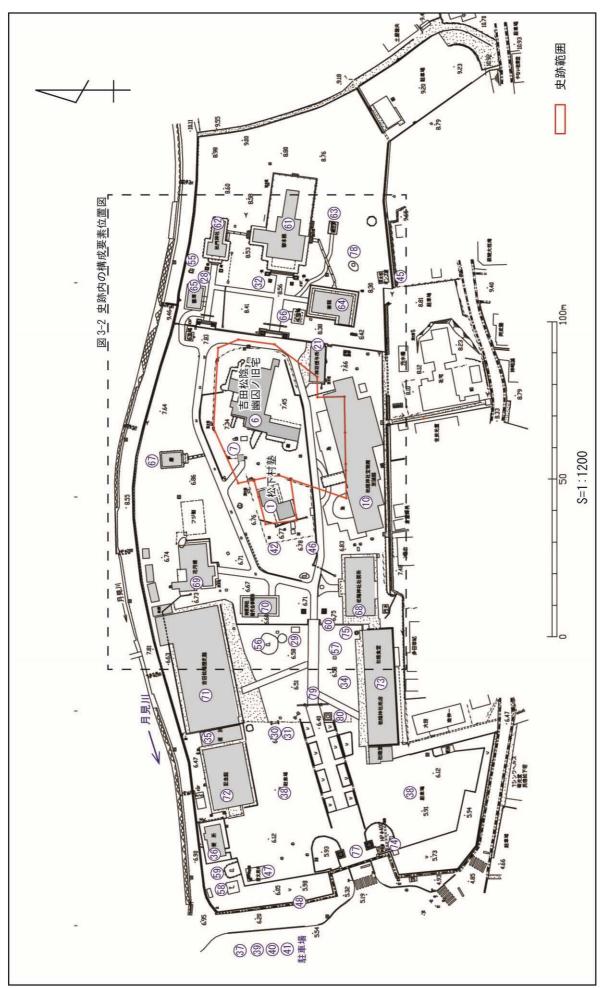


図 3-3 史跡周辺の構成要素位置図

# 【 史跡松下村塾 】

写真 3-1 史跡松下村塾の本質的価値を構成する諸要素

## A 建築遺構



1 松下村塾

写真 3-2 史跡松下村塾の本質的価値を構成する要素以外の諸要素 B 史跡の保存・公開活用に有効な要素



2 史跡境界石柱



4 排水施設



3 木 柵



5 消火栓

## 【 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅 】

## 写真 3-3 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の本質的価値を構成する諸要素

### A 建築遺構



6 吉田松陰幽囚ノ旧宅



7 吉田松陰幽囚ノ旧宅 表門

# 写真 3-4 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の本質的価値を構成する要素以外の諸要素 B 史跡の保存・公開活用に有効な要素



8 説明板-1 / 17 幽囚ノ旧宅石標



9 説明板-2



10 松陰神社宝物殿至誠館



11 史跡境界石柱



12 木 柵 (建物周囲)



13 参 道



14 排水施設(側溝)





16 照 明



18 松陰先生實家 杉家舊宅 石碑



19 クロマツ・生垣



C その他の要素



20 皇太子殿下行啓之所 石碑



21 神符授与所

写真 3-5 史跡周辺の構成要素



22 松下村塾 表門



25 説明板-3/26 説明板-4



34 ベンチ/35 松陰食堂



37 便所 - 3

(※主な要素のみ写真掲載)



23 説明板-1/24 説明板-2 33 QRコード案内板/49 史跡松下村塾石標



30、31 案内板-1、2



36 便所一2 (記念館西側)



38 境内内駐車場



39 大型バス駐車場



48 境内周囲塀/77 石灯籠-2



56 明治維新胎動之地石碑



62 松門神社



40 参道(駐車場側) /79 石鳥居



52 天皇陛下、皇后陛下行啓記念碑 53 皇太子殿下、皇太子妃殿下行啓記念碑 54 孝行竹



61 松陰神社本殿



63 勧学堂



64 斎 館



67 庫



68 社務所



69 花月楼



71 吉田松陰記念館



72 記念館

## 3. 保存管理上の課題

史跡の概要等から、現状及び保存管理を行う上での課題を抽出し、表 3-7~3-10 に示した。

## 【 史跡松下村塾 】

## 表 3-7 史跡松下村塾の本質的価値を構成する諸要素の課題

区分	名	称	現状及び課題
A 建築遺構	松下村塾		床組及び床板の劣化・腐朽の進行、各部材の収縮による隙間の発生・拡大、建具の変形、軸組の変形と思われる仕口部分の開き(隙間)が見られる。また、外壁板に雨落ちの跳ね返りが原因と思われる傷みが見られる。 そのほかに、周辺地盤が雨水によって流出している状況も見られる。

#### 表 3-8 史跡松下村塾の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の課題

区分	種別	名 称	現状及び課題
B 活·	史跡境界石柱	現状で、地中に埋没しているものや、史跡範囲と石柱の位置が合致しない箇所も見られる。	
活用に有の	管 理	木 柵	基礎石の上に据えられており、現況は良好である。経年変化により、木 部に日焼けや劣化が生じる可能性がある。
に有効な要素	.   "^	排水施設	降雨等による土砂の洗掘により、排水溝や排水桝が露出している箇所が 見られる。
素知開		消火栓	現況は良好である。

## 【 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅 】

## 表 3-9 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の本質的価値を構成する諸要素の課題

区分	名 称	現状及び課題
A 建築遺構	吉田松陰幽囚ノ旧宅 (表門を含む)	現状で、幽囚ノ旧宅は床組及び床板の劣化・腐朽の進行、各部材の 収縮による隙間の発生・拡大、建具の変形、軸組の変形と思われる 仕口部分の開き(隙間)が見られる。特に納屋部分の変形、劣化・ 腐朽の進行が顕著である。 表門の現況は良好である。

## 表 3-10 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の課題

区分	種別	名 称	現状及び課題
コ B 安 B	説明	説明板一1	説明板を囲む木柵の一部に腐食や損傷が見られる。
有の効保	·案 内 板	説明板-2	現況は良好である。
な要素の別話用	公開施設	松陰神社宝物殿「至誠館」	平成 21 年 (2009) に建てられ、ガイダンス施設として随時、展示内容が更新されており、現況は良好である。

区分	種別	名 称	現状及び課題
		史跡境界石柱	現時点における保存状況は良好であるが、地中に埋没しているもの も見られる。また、史跡範囲と石柱の位置が合致しない箇所も見ら れる。
	<del>///-</del>	木 柵	基礎石の上に据えられており、現況は良好である。
B 史 跡	管理施設	参道	昭和29年(1954)に整備された参道であるが、史跡内を東西に通過している。現況は良好である。
跡の保存	故	排水施設	降雨等による土砂の洗掘により、排水溝や排水桝が露出している箇 所が見られる。
存		消火栓	現況は良好である。
点		照明	現況は良好であるが、電線による史跡景観への影響が見られる。
· 公 開 活	石	史跡吉田松陰幽 囚ノ旧宅 石標	現時点における保存状況は良好である。
用   に   有	碑	松陰先生實家杉 家舊宅 石碑	現時点における保存状況は良好である。
用に有効な要素	植栽	クロマツ 生 垣	史跡の周囲はイスノキの生垣によって囲まれているが、部分的に生育状況が不良なものや区画が不明瞭なものがある。 クロマツは良好に保存されているが、大木に生長しているため、風圧等による倒木や枝の生長により、史跡建物に影響を及ぼす可能性がある。また、部分的に植栽密度の高い部分があり、見通しが効きにくい箇所がある。その他に、マツクイムシによるマツ枯れ被害の可能性がある。
D その	石碑	皇太子殿下 行啓之所 石碑	現時点における保存状況は良好である。
他の要素	神社関連	神符授与所	現況は良好である。

### 4. 保存管理の基本方針

### (1) 基本方針

第2章及び第3章の1. 史跡の本質的価値、2. 史跡を構成する要素、3. 保存管理上の課題を踏まえ、史跡の本質的価値を十分に認識し、以下の基本方針に基づき、適切な保存管理を図るものとする。

- ① 史跡の本質的価値を示す要素(松下村塾、吉田松陰幽囚ノ旧宅(表門を含む))については現状維持を基本とし、建物の特性や保存管理上の課題に沿った修理や維持管理を行う。維持のために必要な措置は必要最小限とし、史跡の価値を毀損することなく後世に継承する。
- ② 史跡の本質的価値を補完する要素である管理施設については、景観の保全や安全管理 上必要な措置を行うものとする。 史跡への理解を促進するために必要と判断される説明・案内板や公開施設に限り、現 状の改変を行うことができるものとする。なお、改変は必要最小限のものとし、史跡 の本質的価値を損なわないよう配慮する。
- ③ 史跡の本質的価値と直接的に関連しない施設については、その必要性を検討の上、不要であると判断されるものについては移転等の対応を検討する。
- ④ 史跡は開放された神社境内に位置するため、人為的な毀損に対する防犯対策を講じ、 遺構の保全を図る。また、火災、風水害、落雷、地震などの自然災害による遺構への 影響を総合的に検討し、必要な防災措置を講じる。同時に非常時に迅速な対応が可能 な体制の強化を図る。
- ⑤ 適正な植生管理を行い、倒木、落枝、樹木根の伸張等による史跡の破損を防止すると ともに、史跡や神社境内の景観に配慮し、良好な植生を維持する。
- ⑥ 修理や維持管理による継続的な保存管理を行うとともに、本質的価値に影響を与える 保存管理上の課題について経過観察を行う。また、それらを円滑に実行するため、関 連組織と連携した保存管理や活用の体制を構築する。
- ⑦ 史跡の位置する松陰神社や神社の周辺環境については、史跡の本質的価値に影響を与 える可能性のある開発行為等に対して関連する法令を適用し、松陰神社や周辺の歴史 資産、自然環境の保全を図る。

## (2) 具体的方策

(1) 基本方針を踏まえ、各構成要素の保存管理の具体的方策を表 3-11~3-14 に示した。

## 【 史跡松下村塾 】

表 3-11 史跡松下村塾の本質的価値を構成する諸要素の保存管理の具体的方策

区分	名	称	具体的方策
A 建築遺構	松下村塾		現状で、劣化・腐朽、部材の変形が見られる床組部分については、破損 の進行を防ぐための部分修理を行う。また、雨落ちの跳ね返りが原因と 思われる外壁板の傷みが見られるため、外壁板の補修を行うと同時に、 砂利の敷設等による雨水の跳ね返り防止を検討する。修理に当たって は、建物全体にわたり、当初材を可能な限り保存する。やむを得ず取替 えが必要な場合には、十分な調査を行い、部材の形状・材質・仕上げ・ 色彩を踏襲する。 そのほかに、周辺地盤が雨水により流出している状況が見られるため、 縦樋に排水管を接続するなどの排水改良を検討する。

### 表 3-12 史跡松下村塾の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の保存管理の具体的方策

区分	種別	名 称	具体的方策
B史跡	管	史跡境界石柱	地中に埋没しているものについては地上に露出させ、史跡境界を明示する。また、史跡範囲と石柱の位置が合致しない箇所については、再設置 を検討する。
有効な		木 柵	現状維持を基本とし、木部の劣化に注意しながら、定期的な点検・補修 を実施する。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。
要 •	理 施 設	排水施設	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合 は遺構や景観に配慮する。
(素) 公開活用に		消火栓	現状維持を基本とし、正常に稼働するか定期的な点検を実施し、維持管理や補修を行う。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。将来、再整備が必要になった場合は、配置・規模・形状・色調が本質的価値に影響を与えることのないよう配慮する。

## 【 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅 】

### 表 3-13 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の本質的価値を構成する諸要素の保存管理の具体的方策

区分	名 称	具体的方策
A 建築遺構	吉田松陰幽囚ノ旧宅 (表門を含む)	現状で、劣化・腐朽、部材の変形が見られる部分については、破損 の進行を防ぐための部分修理を行う。修理に当たっては、建物全体 にわたり、当初材を可能な限り保存する。やむを得ず取替えが必要 な場合には、十分な調査を行い、部材の形状・材質・仕上げ・色彩 を踏襲する。 表門は、松下村塾や幽囚ノ旧宅と一体のものとして同等の保存措置 を講じる。現時点における保存状況は良好であるが、今後、経年変 化等による部材の劣化・腐朽、毀損・倒壊の危険性に注意しながら、 必要に応じて修理や補修を行う。

表 3-14 史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅の本質的価値を構成する要素以外の諸要素の保存管理の具体 的方策

区分	種別	名 称	具体的方策
	説明	説明板一1	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修や再整備を行う場合は遺構や景観に配慮する。再整備が必要となった場合には、見学動線や視点場、その他の説明板と合わせて、設置場所や解説内容の検討を行う。
	案 内 板	説明板一2	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修や再整備を行う場合は遺構や景観に配慮する。再整備が必要となった場合には、見学動線や視点場、その他の説明板と合わせて、設置場所や解説内容の検討を行う。
	公開施設	松陰神社宝物殿「至誠館」	史跡への理解を深めるガイダンス施設として位置づけ、現状維持を 基本とした定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は遺構 や史跡建物や景観に配慮する。
B 史 跡		史跡境界石柱	地中に埋没しているものについては地上に露出させ、史跡境界を明 示する。また、史跡範囲と石柱の位置が合致しない箇所については、 再設置を検討する。
の保存		木柵	現状維持を基本とし、木部の劣化に注意しながら、定期的な点検・ 補修を実施する。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。
	告	参道	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。参道の新設や拡幅は認めない。
開 活 用	管理施設	排水施設	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う 場合は遺構や景観に配慮する。
・公開活用に有効な要素		消火栓	現状維持を基本とし、正常に稼働するか定期的な点検を実施し、維持管理や補修を行う。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。将 来、再整備が必要になった場合は、配置・規模・形状・色調が本質 的価値に影響を与えることのないよう配慮する。
素		照明	現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は遺構や景観に配慮する。再整備が必要となった場合は、見学動線、視点場、安全面等から設置場所の検討を行う。
	石	史跡吉田松陰幽 囚ノ旧宅 石標	露出していることに起因する風化の進行度合いを把握し、必要に応 じて劣化防止のための措置を検討する。
	碑	松陰先生實家杉 家舊宅 石碑	露出していることに起因する風化の進行度合いを把握し、必要に応 じて劣化防止のための措置を検討する。
	植 栽	クロマツ 生 垣	クロマツは、枝打ち、剪定等の植生管理を適宜実施し、枝の伸長や倒木による建物の破損を防止するとともに、史跡景観の保全に努める。また、マツ枯れ防止の防虫対策を継続して行う。 生垣は、『明治初年松下村塾附近平面図』に描かれているような宅地境界を示す生垣景観を意識した植生管理を実施する。また、見学動線や防犯と整合を取りながら、剪定等の植生管理を実施する。
D その	石 碑	皇太子殿下 行啓之所 石碑	露出していることに起因する風化の進行度合いを把握し、必要に応 じて劣化防止のための措置を検討する。
の他の要素	神 施 設 関 連	神符授与所	現状維持を基本し、定期的な点検・補修を実施する。補修を行う場合は遺構や史跡建物や景観に配慮する。将来、増築や建て替えが必要となった場合はその配置を検討する。

### 5. 現状変更等に対する基準

## (1) 現状変更の意思決定のプロセス

史跡の現状変更の意思決定プロセスは、文化財保護法(以下「法」という。)に基づいており、それぞれ以下のとおりである。

- ① 法の定めるところにより、史跡の管理保全、修理及び公開については、所有者又は管理団体が適切に行うことを原則としている。史跡指定地内において、現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない。(法第43条、第125条)
- ② 文化庁長官は、許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。(法第43条、第125条)
- ③ 史跡の管理・復旧(修理)に対しては、必要に応じて国が経費の一部を補助し、技術 的指導を行うこととする。(法第35条、第47条、第118条)
- ④ 文化庁長官の権限に属する事務のうち、権限委譲された部分については、萩市教育委員会が現状変更を許可する。(法施行令第5条第4項)

### (2) 現状変更の取扱方針及び基準

### ① 現状変更の取扱方針

史跡の価値を確実に次世代に継承していくため、現状変更について以下のとおり区分し、 具体的な取扱い基準を定める。

#### (ア) 現状変更が認められない行為

- i) 「史跡松下村塾・史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅保存管理計画書」に定められた基準に反 する行為
- ii) 史跡の本質的価値に滅失、き損又は衰亡等の影響を及ぼす行為
- iii) 史跡の景観を阻害又は価値を減じると認められる行為
- iv) 地形の変更(軽微なものを除く。)

## (イ) 現状変更許可が必要な行為

史跡の現状変更については法第 125 条に規定されており、史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更」という。)をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、法第 168 条の規定に基づき、国の機関による現状変更の場合は、文化庁長官の同意を求めなければならない。

なお、法施行令第5条第4項の規定に基づき、権限委譲された部分については、萩市教育委員会が許可することができる。その範囲は以下のとおりである。

#### 【 申請先 】 萩市教育委員会

#### 【 行為の内容 】 法施行令第5条第4項の規定に基づく現状変更

- 小規模建築物(地階を有しない2階以下の木造又は鉄骨造の建物で建築面積が120㎡以下、増改築にあっては増改築後の面積が120㎡以下)で、3ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却(ただし、土地の改変を伴わないものに限る。)
- 工作物の設置、改修若しくは除却(設置後 50 年未満)又は道路の舗装若しくは修繕(ただし、土地の改変を伴わないものに限る。)
- 埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の改修(ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないものに限る。)
- 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- 木竹の伐採など史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採

## 【 例 】 〇 降雨等による軽微な表土流出の復旧

- 文内板・説明板等の設置、改修、除却
- O 調査、工事用仮設物の設置
- O 行事に伴う仮設物の設置
- O 枯損木及び危険木の伐採、撤去、除草、病害虫の駆除

#### (ウ) 現状変更の許可が不要な行為

法第 125 条第 1 項(現状変更等の制限及び原状回復の命令)の規定に基づき、維持の措置 又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響 が軽微である場合、又は日常的な維持管理の行為は文化庁長官の許可を必要としない。

維持の措置の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変 更等の許可申請等に関する規則」の第4条に規定されている。現状変更の許可が不要な行為 は以下のとおりである。ただし、実際の行為が該当するか否かについては、事前に協議して 確認するものとする。

#### i) 維持の措置

- O 史跡が、き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく 当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものにつ いては、当該現状変更の後の原状)に復するとき
- 史跡が、き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- 史跡の一部が、き損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

#### ii) 非常災害、防災上必要な応急措置

- 〇 保護、養生(盛土、土留め、土のう等の設置)、損壊要因等(土砂、建築物等の残骸、 樹木等)の除去など、遺構等の損壊防止のための応急措置
- 土留め養生、排水処理等の建築物や地形の損壊及び崩壊防止のための措置

○ 公益上必要な維持管理施設・設備の代替施設等の設置の措置

### iii) 日常的な維持管理の行為

- O 遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない範囲の、樹木の支障枝剪定、枯損木及び危険木 の伐採、除去、除草、施肥、病害虫の駆除措置等の植生の日常的な維持管理
- O 遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない範囲の、史跡の公開活用及び管理上必要な施設、 工作物、舗装等の軽微な修繕(例:土地の改変を伴わない説明板の設置、改修、撤去 等)や清掃等の日常的な維持管理

## ② 現状変更の取扱基準

史跡に関連する現状変更の取扱基準を、表 3-15 に示した。

表 3-15 現状変更の取扱基準

行 為		取扱基準
発掘調査及び	0	遺構の解明、保存状況の把握又は史跡整備に伴う調査は、目的を明
保存整備		確にし、適切な範囲及び方法で行う場合に許可する。
	0	学術的な調査成果を基にした史跡の保存整備又は遺構復元は、許可
		する。
建築物の修理	0	学術的な調査成果を基にした史跡建物の修理は許可する。
	0	建築物の修理は、建築物の用途、構造、規模や、地下遺構に影響を
		及ぼさない場合に限り許可する。
建築物の新築、増	0	建築物の新築、増築、改築、移転又は除却は、原則として認めない。
築、改築、移転又	0	史跡の維持管理、公開活用上必要と判断される建築物の新築は、遺
は除却		構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。
	0	増築及び改築は、建築物の用途、構造、規模等に影響を及ばさない
		場合に限り許可する。
	0	移転又は除却は、地下遺構に著しく影響を及ぼさない場合に限り許
		可する。
工作物、土木構造	0	史跡の維持管理、公開活用上必要と判断される工作物、土木構造物
物の設置、改修又		の設置は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可す
は除却		る。
	0	非常時や防災上等必要な施設は、遺構への影響を最小限にとどめ、
		史跡景観に可能な限り配慮した場合に限り許可する。
	0	仮設物の設置は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り
		許可する。
道路の新設、修繕	0	新設は原則として認めないが、史跡の維持管理、公開活用上必要と
		判断される修繕は、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限
		り許可する。
土地の掘削、盛土、	0	原則として認めないが、遺構復元又は地形復元といった保存整備に
切土等の土地の形		係る地形の変更は、事前に充分な検討及び協議をした上で許可する。
状の変更		

行 為		取扱基準
埋設管の新設、	0	公益上必要な電線、水道管又は下水道管等の新設又は改修は、遺構及
改修		び史跡景観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。
樹木の伐採・	0	遺構及び史跡景観に影響を及ぼす植栽は、原則として認めない。
植栽	0	遺構及び史跡景観に影響を及ぼす又は及ぼす可能性の高い樹木の剪
		定・伐採は許可する。
	0	史跡の保存整備、公開活用上必要と判断される植栽は、遺構、史跡景
		観に影響を及ぼさない場合に限り許可する。

※なお、上記の現状変更を許可する場合には、以下の項目に留意する。

- O 現状変更前に発掘調査を行い、重要遺構が確認された場合には、適切な措置を講じ、遺構の保護を図る。
- O 地下遺構の保全に影響を及ぼさない軽微な建物、構造物の場合は、市職員の立会い等を 求め、指示を受けること。
- 現状変更の許可に当たっては、遺構及び史跡景観に影響を及ぼさない措置をとること。

# 6. 史跡の保全へのリスクと脅威

史跡に保全に対して予想されるリスクと脅威を、表 3-16 に示した。

表 3-16 史跡の保全へのリスクと脅威

区	分		リスクと脅威		対 策 等
		0	樹木の生長や風雨・積雪等によ	0	史跡建物に影響を及ぼす可能性のあ
			る樹木の倒壊などにより、史跡		る樹木の伐採、剪定の植生管理を行
(	$\mathbb{D}$		建物に破損を及ぼす可能性があ		う。
H	景		る。		
Į Į	環境 変化		史跡景観を形成しているクロマ	0	継続して防除等を実施する。
1			ツについては、マツクイムシに	0	マツクイムシの被害が確認された場
			よるマツ枯れが懸念される。		合には、被害のまん延を防止する措置
					を講じる。
		0	落雷による火災によって、木造建	0	現状で史跡建物には避雷針が設置され
	ア		築である史跡建物の滅失の恐れ		ていないため、落雷対策を講じる必要
	落		がある。		がある。
	雷	0	松陰神社境内には樹高の高い樹	0	落雷による被害を受けた場合には、非
	灭		木も多く、落雷による倒木によっ		常時の体制に基づき、神社や関係機関
	災		て史跡建物が損壊等の被害を受		において被災状況の情報を共有し、復
			ける可能性がある。		旧対策等を実施する。
	1	0	近年の局地的な豪雨や台風等に	0	風水害による被害を受けた場合には、
	風		よって、史跡建物への直接的な被		非常時の体制に基づき、神社や関係機
	水		害や、樹木の風倒による間接的な		関において被災状況の情報を共有し、
2	害		被害を受けることが予想される。		復旧対策等を実施する。
自然	ゥ	0	松陰神社の東隣が土砂災害警戒	0	土砂災害による被害を受けた場合に
然災害			区域(山口県告示)に指定されて		は、萩市地域防災計画により対応し、
害	土砂		おり、史跡区域外ではあるが、土		神社や関係機関において被災状況の情
	災害		砂災害が発生することが予想さ		報共有を行い、復旧対策等を実施する。
	Ι	_	れる。	_	
		0	地震が発生した場合、史跡建物の	0	耐震診断を実施し、必要に応じて対策
			瓦の落下やそれによる人的被害	_	を講じる。
	エ		が予想される。	0	修理の際には、耐震や瓦の落下防止等
	地				の対策を検討する。
	震			0	史跡が被災した場合には、非常時の体
	戍				制に基づき、神社や関係機関において
					被災状況の情報を共有し、復旧対策等
					を実施する。

区分		リスクと脅威		対 策 等
③ 観光圧力	0	史跡が位置する松陰神社に訪れる観光客は、年間約54万人(平成23年(2011))に及ぶ。観光客の多くは、大型バスによる学校単位での来訪や、団体が多いことが挙げられる。史跡建物の周辺は狭く、観光客が集中した場合には一時的に停滞が生じている。今後、観光客の増加によって動線の混雑や観光客の滞留が予想される。	0 0	適切な滞留空間と動線の整理を行う。 建物内部の見学を行う場合には、立入りの制限や規則の設定を検討する。
対する危機管理 の 開発圧力に	0	史跡や松陰神社、その周辺における開発行為により、史跡への影響や、史跡景観の阻害要因の発生が考えられる。	0	史跡及び松陰神社において、建築物又は 工作物の設置、土地の形状の変更、樹木 の伐採等の行為を行う場合には、文化財 保護法及び萩市景観計画に基づき、それ らの規模・形態・色彩・意匠等の規制を 行う。
⑤ 人為災害 防犯)	0	史跡建物の防犯の対象事項として、建物本体へのき損、放火、展示物・備品類の盗難が挙げられる。史跡及び松陰神社は昼夜開放されているため、建物への落書きや破壊、放火等の人為的なき損が発生する可能性がある。	0 0 0 0	現在、史跡建物の周囲には木柵が設置され、通常、建物内部への立入りを禁止している。 史跡と境内地の境界表示、夜間安全対策、建物内への侵入防止、史跡の緩衝地帯の確保を行う。 今後、参拝者や見学者の変動状況や行動状況の観察を行い、史跡の活用として室内への立入りの許可も含め、必要な防犯対策を検討する必要がある。常駐者の設置、巡回頻度の見直しなどの人的な監視体制の強化と、センサーや監視カメラの設置などの機器による自動監視体制の強化の両側面から検討を行う。

### 7. 周辺の環境に対する考え方

史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅は、明治23年(1890)に松陰神社が建てられたことにより、閉塾後もその遺構や価値の保存が図られてきた。また、宝物殿「至誠館」等の利活用により、史跡や吉田松陰、塾生の功績の理解を深める場としても活用されている。そして、神社周辺には吉田松陰やその家族、明治維新を先導した塾生達が生きた旧松本村の歴史的環境が残されている。また、松陰神社のマツを中心とした豊かな植生景観は、椎原地区の歴史的景観の要素にもなっている。史跡の保存管理には、これら周辺環境の保全が必要不可欠である。

松陰神社境内やその周辺環境における史跡の本質的価値に影響を与える可能性のある開発 行為に対しては、景観法に基づく萩市景観計画・萩市景観条例による規制を適用し、地形の 保全や建築物や工作物の位置・規模・材質・色彩等の規制を行い、史跡の遺構や景観へ影響 を及ぼすことのないよう努める。また、歴史資産については、文化財保護法による保全を図 っていく。

表 3-17 史跡周辺(松陰神社)に係る法令一覧表

法律・条例	位置づけ	規制内容	所 管
景観法に基づく、萩市景観計画、萩市景観条例	重点景観計画 区域 - 維新の 里地区	<ul> <li>〈届出対象行為〉</li> <li>・ 建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。</li> <li>・ 土地の開墾、土石の採取、その他の土地の形質の変更、木竹の伐採。</li> <li>〈景観形成基準〉</li> <li>・ 建築物の形態・意匠・色彩、位置、屋根、外壁、開口部、基礎、建築設備、緑化等について基準が設定されている。</li> <li>・ 3.5/10~5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とする。</li> <li>・ 建築物の最高高さは、10m以下とする。(寺院や神社は適用除外)</li> </ul>	萩市歴史まちづくり部都市計画課

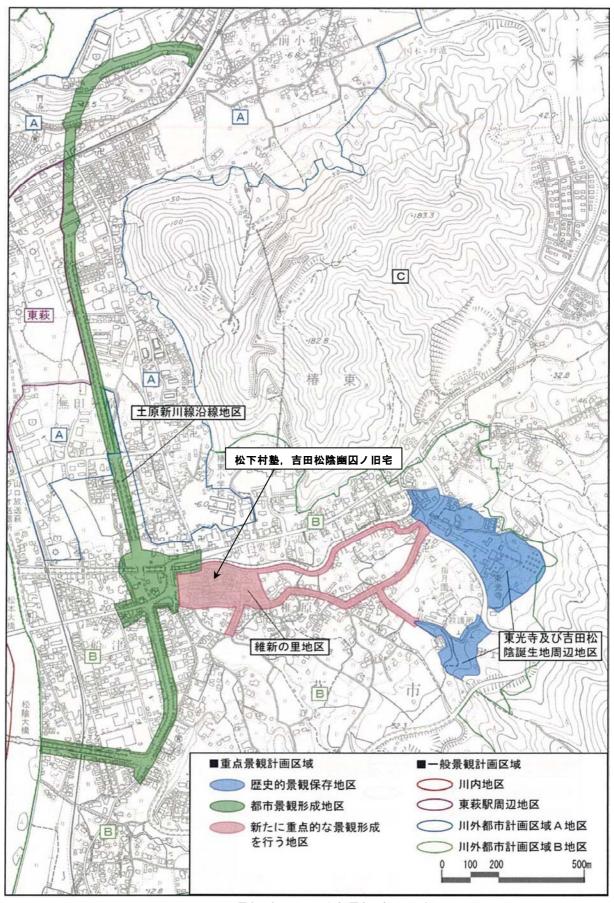


図 3-4 景観計画 - 重点景観計画区域

(維新の里地区、東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区、土原新川線沿線地区)

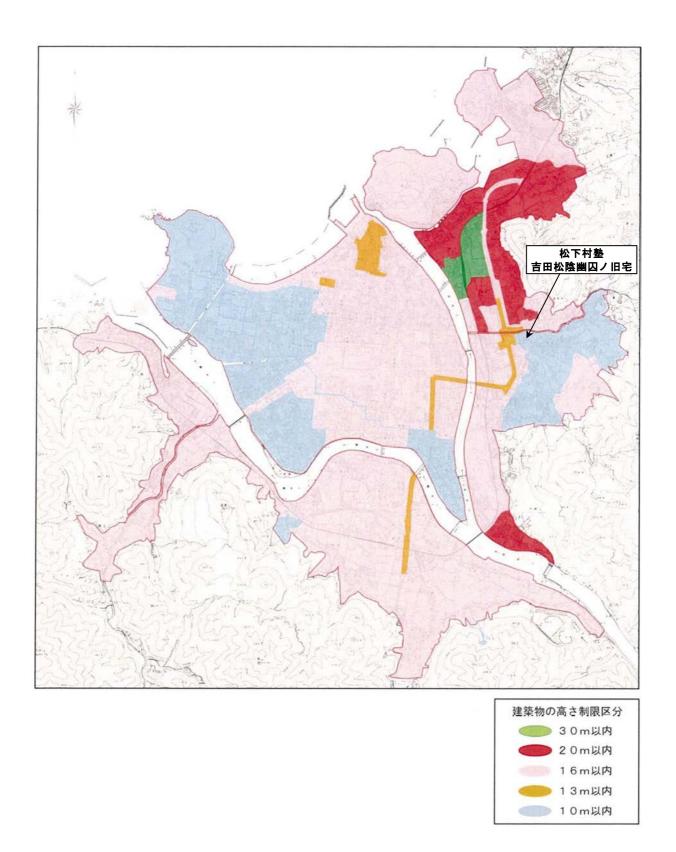


図 3-5 建築物の高さ制限

景観計画及び都市計画用途の第一種低層住居専用地域の高さ規制により、 図のように区分される。

# 8. 経過観察の体制

# (1) 本質的価値及び周辺環境の保全に関する観察指標

史跡の本質的価値の保存には、定期的かつ体系的な経過観察(モニタリング)の実施により価値の保存状況を確認し、破損等が確認された場合には原因の究明や修理を行う必要がある。経過観察(モニタリング)の実施に当たっては、随時、山口県教育委員会を通じて文化庁の指導を仰ぎながら、宗教法人 松陰神社と萩市が分担を決め実施する。

第3章 3.保存管理上の課題や6.史跡の保全へのリスクや脅威に基づき、経過観察の指標、 測定内容・手法、周期、実施主体を表 3-18 に示した。

- ① 本質的価値が保存、維持されているか。
- ② 管理・運営体制が適切に機能しているか。
- ③ 保存管理上の課題が史跡や周辺環境にどのような影響を与えているか、又は与えたか。

表 3-18 経過観察指標一覧表

IJ.	スクと脅威	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	実施 主体
環境変化 (史跡の保存状況)		建物の破損状況	目視による破損等状況の観察 (破損箇所数とその状況)	随時	神社萩市
			修理記録の記載	毎年	萩市
			現状変更数及びその内容の把握	毎年	萩市
		植生	植生管理状況の把握	毎年	神社 萩市
			目視による樹木の生育状況の観察	毎年	"
自然災害	落雷・火災	落雷・火災による き損状況	き損件数や被害状況の把握	随時	神社萩市
	風水害	風水害によるき損 状況	き損件数や被害状況の把握	随時	11
	土砂災害	土砂災害・崩壊地 形の調査	目視等による地形の変状の把握	随時	IJ
	地震	地震によるき損 状況	き損件数や被害状況の把握	随時	IJ.
観光圧力	観光客数の増加による影響	観光客入り込み数	観光客入り込み数の測定	毎年	神社萩市
			景観を阻害する要素数の把握	毎年	萩市
開発圧力		景観阻害状況	萩市景観計画に反する要素数の 把握	毎年	IJ
		開発状況	周辺史跡、関連施設の観光客入り 込み数	毎年	IJ

リスクと脅威	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	実施 主体
1	防犯設備の状況	備状況の把握 消火器等の防災設備の個数、配置、	毎年	神社
人為災害	防災設備の状況	消火器等の防災設備の個数、配置、 点検・整備状況の把握	毎年	"
非常時の体制整備	役割分担 連絡網の体制	防災訓練の実施状況	毎年	神社 萩市
		史跡整備の状況の把握	毎年	神社 萩市
		調査・研究報告書の刊行数	毎年	IJ
史跡の整備・活用状況提供状況イベント、研修会、		パンフレット、HP等による情報 提供状況	毎年	IJ
		イベント、研修会、講座の開催数	毎年	IJ
		便益施設、駐車場の適正な収容能 力の把握		"
		境内整備状況の把握	毎年	神社

# 第4章 整備・活用

### 1. 基本方針

史跡松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅の本質的価値を広く周知し、次世代へと適切に保存・継承していくためには、宗教法人松陰神社を主体とした関係機関との連携体制を確立し、 史跡に関する調査・研究や公開・活用を行うことが重要である。

#### ① 史跡の保存整備の推進

史跡の本質的価値をき損することなく後世に継承していけるよう、修理や維持管理を行い、保存のための整備を推進する。史跡の保存整備は、往時の松下村塾や松本村の空間を意識し、調査研究成果に基づいて行う。

# ② 史跡の公開・活用、周知の推進

松下村塾や日本を近代化に導いた吉田松陰の思想やその背景の理解を深めるために、ガイダンス施設である「至誠館」をはじめとする境内の諸施設と連携しながら、史跡の保存整備と調和した活用を図る。また、建物内部への立入り基準や防災面に配慮しながら、内部見学による公開を推進する。一方で、史跡建物は建築から150年以上を経た木造建築で劣化や破損も見られるため、建物本体だけでなくその周辺を活用した方策を進める。

同時に、広報活動やパンフレットやホームページ等の活用、市民講座の開催や教育活動への活用、修復現場の公開等により、史跡の周知を図り、史跡への理解や関心を高める。

#### ③ 見学環境の整備

松陰神社の参拝動線や境内の諸施設と整合を図りながら、安全かつ快適に見学が行えるよう、基盤となる便益施設や管理施設等の充実を図る。

#### ④ 地域の歴史・文化資産と一体となった整備・活用の推進

史跡が位置する椎原地区や萩市内には多くの歴史資産が残されている。萩市や椎原地区における位置づけを明確にし、地域の歴史・文化資産との一体的な活用を進める。同時に、萩や日本の近代化に貢献した塾として、萩市に残る近代化産業遺産とも連携し、多様な手法による総合的な解説や遺産相互の解説を行い、一体的な活用と価値の継承を推進する。

#### ⑤ 萩まちじゅう博物館構想の中に位置づけた活用の推進

「萩まちじゅう博物館構想」の下、萩博物館をコア施設とした総合案内拠点と位置づけ、「維新の里」、「萩近代化遺産群」、「萩城跡・萩城城下町」のサテライト施設と連携することにより、観光面等においてテーマやストーリー性をもった活用をさらに発展させ、萩市内外へその価値を発信していく。

活用については、維新に関連する遺産として「椎原地区」における活用をさらに充実 させると同時に、近代化遺産としての周知や解説も進めるために、萩反射炉や美須ヶ鼻 造船所跡の位置する「小畑地区」や大板山たたら製鉄遺跡の位置する「たたらの里」と 連携した活用も積極的に進める。

また、道の駅等の観光施設や、周辺の観光施設等と連携を図り、萩市中心部からのアクセス環境の向上や地区周遊ルートを充実させ、地域の観光活性化に寄与する。

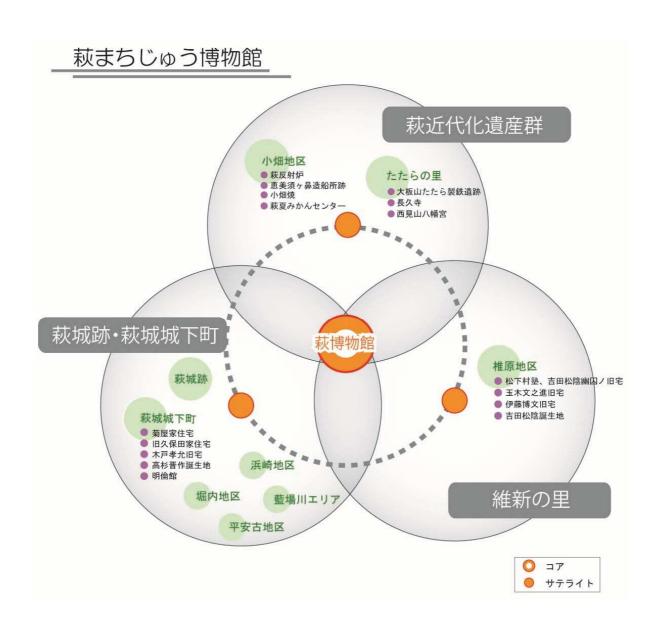


図 4-1 萩まちじゅう博物館構想

## 2. 整備・活用の方法

史跡の保存整備や活用に当たっては、調査・研究の成果に基づいて実施する。また、史跡 は松陰神社の整備とともに保存が図られてきた経緯があり、整備・活用は史跡を含めた松陰 神社全体として進めていく。基本方針に基づいた整備・活用方法は以下のとおりである。

#### ① 史跡の保存整備の推進

## (ア) 松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅 (表門を含む)

史跡を確実に保存していくために、松下村塾及び吉田松陰幽囚ノ旧宅(表門を含む)の維持管理及び修理を継続して実施する。建物の修理は、現状調査の結果から、破損度の把握、修理の必要性や緊急性、修理の順序、修理工法等を検討した修理計画を作成し、段階的に修理を行っていく。また、耐震、防災面からの保存整備も検討する。なお、修理に当たっては、入場者数や利用頻度等の建物の活用状況に応じた補強や設備が必要だが、文化財への影響を最小限にとどめて行うものとする。

## (イ) 往時の松下村塾や幽囚ノ旧宅の景観を意識した保存管理

「明治初年松下村塾附近平面図」に描かれている松下村塾や幽囚ノ旧宅の宅地割やそれ に伴う動線や生垣等を意識した保存管理を継続して実施する。

#### (ウ) 植生

植生管理については、「明治初年松下村塾附近平面図」に描かれているような宅地境界を示す生垣景観や、クロマツの植生景観を意識した管理を行う。また、史跡の破損につながる恐れのある樹木や、密生植栽の剪定や伐採等を行う。

# ② 史跡の公開・活用、周知の推進

## (ア) 宝物殿「至誠館」の公開・活用

松下村塾の果たした役割や、吉田松陰や塾生の功績を伝えるガイダンスの場として、展示や解説をさらに充実させる。今後、見学者数の増加に伴い、より快適な見学環境を検討していく。

#### (イ) 案内板・説明板の充実

調査・研究等により新たな情報が発見されたときは、案内板・説明板の内容を更新する。 その際には、見学動線と整合を図りながら配置の検討も併せて行う。また、英語に加え、 中国語、韓国語等の外国語表示も検討していく。

#### (ウ) 広報活動

萩市の観光資源として、関連資産と連携しながら、各種広告媒体や公共交通機関等への 広報や情報発信をさらに推進する。

## (エ) 修理現場の公開

修理事業や史跡の価値の理解を深める機会として、建物の修理時には現場公開を積極的 に実施する。

## (オ) パンフレット、ホームページ等の活用

参拝者や見学者の史跡への理解を深めるツールとして、松下村塾、吉田松陰、塾生に関する情報を掲載したパンフレット等の刊行物を積極的に活用する。

またホームページの活用により最新情報を発信・公開し、見学者の増加を目指す。

#### (カ) 市民講座や教育活動の場としての活用

松下村塾の本来の姿である教育の場としての活用を積極的に行う。史跡をはじめ萩市の歴史を学ぶ場として境内での講座や講演会を開催し、史跡の価値や研究成果の発表を行う。また、小中学校の社会科見学等の教育活動の場としても積極的に活用する。

- 例)・往時の松下村塾で行われた授業の再現
  - ・吉田松陰や塾生の業績の研究・顕彰を目的とした「松下村塾記念会」(仮称)の 設立 (事例:適塾記念会)

# ③ 見学環境の整備

#### (ア) 便益施設の充実

史跡範囲は狭隘なため、ベンチ等の便益施設の設置は難しいが、史跡及び松陰神社境内の参拝・見学動線や景観と整合を図りながら、境内全体で適切な便益施設の基数や配置を検討していく。

#### (イ) 見学動線の整備

史跡来訪者の特徴として、大型バスによる学校単位での来訪や団体が多いことが挙げられる。史跡範囲やその周辺は狭く、多くの来訪者が集中した場合には一時的に停滞が生じている。これらを解消するために、往時の絵図等を参考に滞留空間と見学動線の整備を検討する。

#### (ウ) 史跡への誘導案内の充実

松陰神社の入口やその周辺には乗用車や大型バスの駐車場が整備されているが、歩行者動線と混在している箇所も見られるため、歩行者の安全対策や誘導案内板の設置等を行い、 史跡への円滑な誘導を行う。

## ④ 地域の歴史・文化資産と一体となった整備・活用の推進

## (ア) 萩市の歴史遺産や関連する近代化遺産と連携した保存・活用の推進

萩市内には「萩城跡及び萩城城下町」「旧萩藩校明倫館」といった吉田松陰と深い関りのある史跡や「大板山たたら製鉄遺跡」「萩反射炉」「郡司鋳造所遺構広場」「恵美須ヶ鼻造船所跡」などの近代化産業関連遺跡が存在する。総合的な解説や、遺産相互の解説、多様な手法による解説などによりこれらの遺産と連携を図り、一体的な活用を進める。

さらに日本の近代化に貢献した全国の藩校や私塾と連携するなど、次世代を見据えた歴 史遺産の多様な活用を図る。

### (イ)地域と一体となった保存と活用の推進

史跡とその周辺を含む空間は、「松下村塾」「吉田松陰幽囚ノ旧宅」の建物が残る史跡部分と、史跡が位置する「松陰神社」、そして椎原地区の「維新の里」や「東光寺及び吉田松陰誕生地地区」といったおおむね3つの、小・中・大に分けられることから、これらの単位ごとに空間単位、整備・活用を展開していく。

今後は周辺の歴史・文化資産の周知・解説によって地域住民の理解と積極的な連携を促進し、地域と一体となった保存と活用を図る。

## ⑤ 萩まちじゅう博物館構想の中に位置づけた活用の推進

#### (ア)展示やイベントの開催

宝物殿「至誠館」での企画展示や民間団体による松下村塾に関連したイベントの開催を 推進し、史跡の価値の周知を図る。

### (イ) 観光・散策ルートの設定と整備の推進

三角州内の萩城跡や萩城城下町とつながる広域のルート、月見川沿い遊歩道を利用した 椎原地区におけるルート、また幕末や近代化産業遺産といったテーマ性のあるルートの設 定を行う。そして、そのルートをわかりやすくかつ安全快適に回遊できる誘導案内や解説 板の整備、レンタサイクル等の交通機関の充実を図る。

## 3. 整備・活用の進め方

史跡は松陰神社境内に位置し、松陰神社の整備とともに保存が図られてきた。近年は宝物殿「至誠館」が建設され、吉田松陰の生涯や松陰の遺墨・遺品類の展示を行い、活用が図られている。また、松下村塾と幽囚ノ旧宅建物の実測調査も実施されており、保存活用の基礎資料は整えられつつある。今後も、神社の利用状況等を踏まえながら、松陰神社と一体となって事業を進めていく。事業に際しては、史跡の特性を踏まえながら、整備の優先度や事業効果を検討し、段階的に実施していく。

#### ① 整備活用計画の策定と委員会の設置

史跡の保存整備や活用は、遺構の保存状況を把握し、建物の実測調査や研究の成果に基づいて実施する。また、史跡全体の整備活用計画を策定し、必要な整備の抽出や整備手法を十分に検討し実施していく。整備活用計画の作成や実施に当たっては、専門家や有識者による委員会を設置し、専門的な見地から整備方針や手法の検討を行う。

# ② 段階的な事業の実施

整備・活用事業は、上記の整備活用計画等の中で事業計画を作成し、それに沿って段階的に事業を実施していく。事業に際しては、社会状況の変化等と合わせ、事業効果を検討しながら進める。

## ③ 市民参加による整備・活用の推進

椎原地区の維新の里づくり協議会やNPO萩まちじゅう博物館、NPO萩観光ガイド協会等との連携を図ることにより、蓄積された調査研究成果を広く公開し、その価値を共有しながらガイドの育成や価値の普及を更に推進していく。また、萩市と市民や各種団体の連携や、その活動を支援する方策、仕組みづくりを構築する。

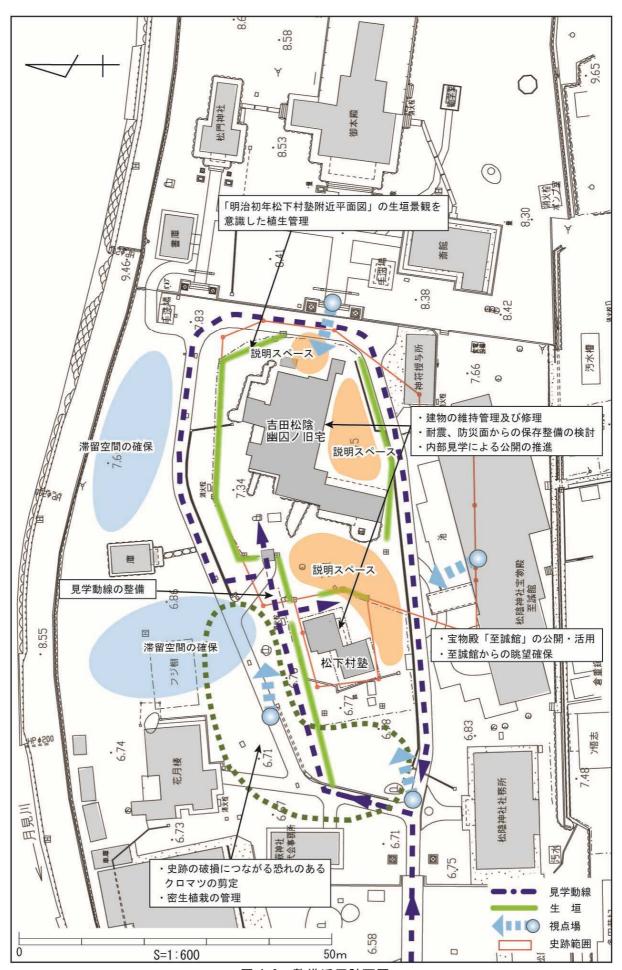


図 4-2 整備活用計画図

# 第5章 運営及び体制整備

## 1. 基本方針

史跡の保存管理及び整備活用は、管理団体である宗教法人 松陰神社が主体となって進める。 日常的な維持管理や植生管理は松陰神社が実施し、モニタリングは、松陰神社と萩市が分 担を決め実施する。萩市庁内においては、歴史まちづくり部が主体となり、モニタリングを はじめ、現状変更許可申請等の事務手続きの補助を行う。

なお、建物の修理や整備活用事業に当たっては、必要に応じて松陰神社、専門家、萩市、 山口県、文化庁、関連機関等によって構成される委員会を設置して検討や協議を進める。

# 2. 保存管理活用の体制

# (1) 保存管理活用の体制

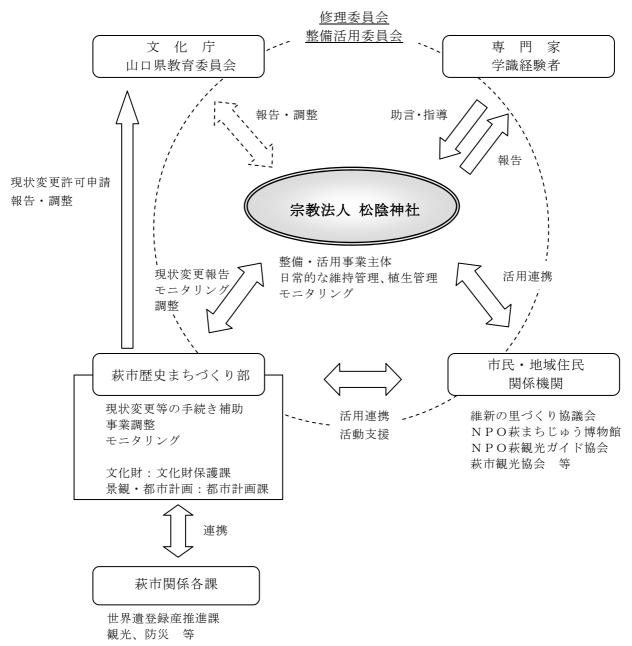


図 5-1 保存管理活用の体制

## (2) 非常時の体制

松陰神社では、万が一災害等が発生した場合に備え、非常時の連絡体制や対応(表 5-1)、 避難場所の確保、避難誘導体制について日常的に訓練を行っている。

また、火災等発生時に迅速に消防活動が行えるよう自衛消防隊を組織し、火災発生時等の部隊編成や任務を取り決めている。同時に、年1回、松陰神社、萩消防署、萩市が共同で定期防災訓練を実施し、災害時の通報、避難誘導、初期消火活動等について訓練を行っており、これを継続して実施していく。

# (自衛消防訓練資料より)

## 1. 通 報

#### ① 第1発見者

「火事だ!火事だ!」と大声で叫び、周知を図る。

自動火災報知設備の地区ベル(塾東側)を押すと共に、社務所に火災を知らせに行く。

#### ② 第1通報者

火災の知らせを受けた者は119番を使用し、消防署へ通報する。

「こちらは松本の松陰神社です。○○付近から火災が発生したので、消防車をお願いします。」

# ③ 境内放送

出火場所を指示するとともに、消火班の招集及び避難場所の指示をする。

「〇〇付近から火災が発生しました。消火班はただちに消火器を持って現場に急行してください。なお、参拝者の方は職員の誘導にしたがって避難をお願いします。」

# 2. 避難誘導(避難誘導、救護班)

- 例) 出火場所:宝物殿「至誠館」事務室
- ① 宝物殿内防火シャッターを下ろす。収蔵庫扉の確認
- ② 宝物殿、旧宅、授与所及び内玉垣から社殿付近の参拝客は、社殿南側の出口に誘導
- ③ 社務所、旧社務所、歴史館付近より西側の参拝客は、大灯籠付近まで誘導

# 表 5-1 非常時の体制

# 松陰神社 自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊本部長 宮司 (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う)

自衛消防隊長 祢宜 (自衛消防隊本部長が不在の場合はその任務を代行する)

本部隊の編成(非常時)		火災発生時の任務	自然災害等公的警戒 宣言発令時組織編成	自然災害等公的警戒宣言発令時の 任務	
① 指揮·通報連絡班	班長:	1. 隊長補佐 2. 自衛消防本部の設置(事務室) 3. 自衛消防隊への命令伝達及び情報収集 4. 消防隊への情報提供及び災害現場への誘導 5. 非常持ち出し 6. 消防機関への通報及び通報確認 7. 職員への非常通報及び指示命令の伝達 8. 関係者への連絡	情報収集班として編成	1.報道機関により判定会情報収集、 警戒宣言発令の情報収集し、本部 長に連絡する 2.周辺地域の状況を把握する 3.放送設備、掲示板、携帯拡声器等 による参拝者への周知を図る 4.食料品、飲料水、医薬品等及び、 防災機材の確認をする 5.参拝者の動向調査 6.その他	
② 消火•安全防護班	班長: 神職、嘱託 事務主任 食堂 売店	1. 出火現場に直行し、屋外消火栓、消火器等による初期消火作業に従事 2. 自衛消防隊が行う消火作業への指揮指導 3. 消防隊との連携及び補佐 4. 非常持ち出し	点検措置班として編成	建物構造、防火、避難施設、電気、ガス、消防用設備(消火器、消火栓、火災報知)等、危険物の点検及び保安措置を講ずる	
選難誘導・救護班	班長: 巫女 宝物殿職員 歴史館職員 用務員	1. 出火現場に直行し、境内参拝者の避難開始の指示伝達 2. 避難口の確保 3. 避難上障害となる物品の撤去 4. 未避難者、要求助者の確認、本部への報告 5. ロープ等による警戒区域の設定 6. 応急救護所の設置(記念館) 7. 負傷者の応急処置 8. 救急隊との連携、情報の提供 9. 非常持ち出し	情報収集班として編成	混乱防止を主眼として、参拝者の案内 及び避難誘導を行う	

但し、各班とも出火場所により適宜通報・初期消火・避難誘導等を行わなければならない場合もある。

# 史跡松下村塾・史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅 保存管理計画

平成25年 3月

編集・発行 山口県萩市歴史まちづくり部

〒758-8555 萩市大字江向 510

印 刷 石川特殊特急製本株式会社